

第百十三回国 参議院内閣委員会 會議録第十号

昭和六十三年十二月一日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月二十八日

及川 一夫君

野田 哲君

十一月三十日

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

辞任

補欠選任
猪熊 重二君

大城 眞順君

板垣 正君
名尾 良孝君
永野 茂門君
久保田眞苗君

大島 友治君
大浜 方栄君
岡田 広君
亀長 友義君
古賀雷四郎君
松垣徳太郎君
山口 哲夫君
飯田 忠雄君
猪熊 重二君
吉川 春子君
柳澤 鍊造君

小湖 恵三君
高島 修君

国務大臣
内閣官房長官
国務大臣
総務庁長官

政府委員

出席者は左のとおり。

総務庁長官官房
長
山田 馨司君

総務庁行政官
局長
百崎 英君

総務庁行政官
局長
重富吉之助君

総務庁行政官
局長
田中 宏樹君

総務庁行政官
局長
原 度君

総務庁行政官
局長
菅沼 清高君

総務庁行政官
局長
横尾 敏夫君

総務庁行政官
局長
西山 正樹君

総務庁行政官
局長
川名 英子君

総務庁行政官
局長
長山 頼興君

総務庁行政官
局長
櫻井 正史君

総務庁行政官
局長
鏡味 徳房君

総務庁行政官
局長
塩谷 隆英君

総務庁行政官
局長
中野 正孝君

総務庁行政官
局長
小林 絃君

総務庁行政官
局長
小川 修君

総務庁行政官
局長
高島 修君

総務庁行政官
局長
小湖 恵三君

総務庁行政官
局長
高島 修君

総務庁行政官
局長
小湖 恵三君

総務庁行政官
局長
高島 修君

総務庁行政官
局長
小湖 恵三君

総務庁行政官
局長
高島 修君

総務庁行政官
局長
小湖 恵三君

会衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(大城眞順君) たいだいまから内閣委員会を開会いたします。

○委員長(大城眞順君) たいだいまから内閣委員会を開会いたします。

○委員長(大城眞順君) たいだいまから内閣委員会を開会いたします。

○委員長(大城眞順君) たいだいまから内閣委員会を開会いたします。

○委員長(大城眞順君) たいだいまから内閣委員会を開会いたします。

○委員長(大城眞順君) たいだいまから内閣委員会を開会いたします。

○委員長(大城眞順君) たいだいまから内閣委員会を開会いたします。

○委員長(大城眞順君) たいだいまから内閣委員会を開会いたします。

○委員長(大城眞順君) たいだいまから内閣委員会を開会いたします。

○委員長(大城眞順君) たいだいまから内閣委員会を開会いたします。

○委員長(大城眞順君) たいだいまから内閣委員会を開会いたします。

○久保田眞苗君 初めに、民間保有の個人情報についてお伺いしたいと思います。

現在、国が持つております電算機の数は、総務庁の統計で見ますと八百三台ということですが、そのほかに特殊法人や都道府県、市町村の分は、特殊法人千二百十八台、都道府県八百八十三台、市町村二千九十三台ということになります。これを合わせますと四千九百九十七台、こういう資料をいただいているんです。これに對しまして、同じ総務庁の資料で見ますと、民間の保有する電算機の数は八万一千七十九台となっております。比較にならないほど民間が多いわけですね。また、先目及川委員が質問しましたの對して通産省の御答弁では、民間保有は三十万五千台であるというふうにしたしか答えられているんですけども、この総務庁の統計と通産省の御答弁と定義が多分違ふのかどうかと思ひますけれども、ちょっとそのことを初めに教えてください。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。総務庁で申し上げましたコンピューターの台数は、周辺機器等を入れて一千万円以上のコンピューターでございます。通産省は、恐らくオフコンとかパソコンも入れた数字ではないかというふうに考えております。

○久保田眞苗君 通産省、それでよろしいですか。

○説明員(中野正孝君) 今おっしゃられました八万台は、私どもでは中型機以上の数字かと思ひます。現在、コンピューター、パソコンナルコンピューターも大分大きくなりましたが、これは一千万台近くあるわけでございますが、八万台というのは大きなシステムを運営するに足るコンピューター、大体その程度であるというふうにお考えいただけます。

○委員長(大城眞順君) それでは、これより質疑に入ります。

○委員長(大城眞順君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大城眞順君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大城眞順君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大城眞順君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大城眞順君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大城眞順君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○久保田真苗君 同じ総務庁の統計で見ましても民間保有というのが九割以上、九五%、そんなふうなものになると思うんですね。この相当部分はもちろん情報処理に使われていると考えられます。民間の保有する情報量は想像もつかないくらい膨大な量になっているんじゃないかと思えますけれども、国の方でも八百三万台の電算機でもって十二億五千万件というものを処理していらつしやる。国民一人当たり十件になりますね。これの何十倍という民間の保有する個人情報などのくわいのものかというふうな推測していらつしやるのか、その辺を伺いたいと思います。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。民間の保有されるコンピュータシステムといいますが、コンピュータ台数というものは、必ずしも個人情報の処理だけではなくいろいろな計算とかその他の作業にお使いになっているものも相当数あるのではないかと考えております。

したがって、コンピュータの台数に比例して民間で個人情報をお持ちになっているというふうには私どもには断定できないのではないかと思いますが、国の行政機関が持っている以上に個人情報をお持ちになっているのではないかと考えております。

○久保田真苗君 おおむねどのくらいというふうな概算というものはつかめていないんですか。どうなんですか、その辺は。

○政府委員(重富吉之助君) お答えを申し上げます。現在のところ、把握いたしておりません。

○久保田真苗君 総務庁長官、私、総務庁長官が御自分で外国までおいでになって御自分の目でごらんになっていらして、その上でこういう立法案をお出しになっていらつしやるということに大変敬意を表するんですけども、ただ、ずうっと今までの衆議院段階等での議事録を見ますと非常に気になることがあるんですね。それは何かと

して、御答弁が非常に心もとないんです。

どういうことかといえますと、もし私なりに総括させていただきますと、民間情報を取り扱うのは総務庁の手の届かないところにあるんだ、こうおっしゃっている。そして、それは関係の省庁がそれぞれにおやりになっているんだ、これからもそうなんですよ。そうしますと、総務庁は、今回、行政機関の保有する電算機処理の個人情報にのみついて立案をなさった。そしてそれは総務庁の権限の中にあることだ。でも、そうしますと、民間の情報についてはそこから先どうなるのかというように全く展望がないんですね。たびたび引き合いに出されていますOEC D理事会の勧告によりますと、それは明らかに公的部門、民間部門を問わずという形で出されているわけですね。そして各国の中には、民間のものに現実に取り組んでいる。そうすると、国際交流、国際情報というふうな面からいいますと、日本は非常に大きな部分が欠落してしまっているという状況なんです。

そういう状況を考えますと、それではなぜそういうことについて意思も権限もない総務庁がこのことをスタートなさったのか、私はそこが疑問に思われるを得ないんです。それとも総務庁長官は将来のこととしては何かの展望をお持ちなのか、お考えがあればぜひ聞かせていただきますと、これは何か先に伸びる可能性のないところで芽が出た、すぐ天井につかえるだろうというそういう危惧を感じ得ないんです。

御答弁をお願いします。

○国務大臣(高島修君) 民間部門が電算処理をされた非常に膨大な個人情報を持っているであろうということはたまたま御指摘のとおりでありますし、私どももいたしましてその民間部門の持つております個人情報について適切な規制が行われべきであるという考えは持つておるところであります。

ただ、委員もお役所の御経験がおありで大変よく御存じのところでありまして、例えば総務庁が

民間部門にまで手を出してということになりますと、一体何の権限があつてそんなところまで手を出すのかなというふうにおしかりを受けるわけでありまして、私どももいたしましては、とありあえず国が持つておられますものについて適切な規制をしなければならぬ事柄になっておると考えまして国の持つておられますものについての規制を今回法案としてお願いをしたわけでありまして、それそれ関係省庁において今後さらに検討されるべきものであると考えておりますし、そうした際には、私どもが今回提出いたしました法案を成立させていただけますならば民間部門についての規制についても前進させるための一歩になるのではないかと、このように思つておる次第であります。

あえて申し上げますならば、民間部門について各省庁いろいろなところにもたがっておりますので、それらについて今後規制をするということでありましたら私どもの勉強の成果というものも十分生かしていただくとともに進んでいきたいというふうな考えております。

○久保田真苗君 民間の情報は、それぞれ所管の官庁、全庁というものがそこにくついていると思つておられます。そうなりますと、総務庁長官とされましては、それは、これを参考にして各省がそれぞれ個別に一つ一つの立法に進むというふうにお考えなんでしょうか。

○国務大臣(高島修君) ただいま私の立場として申し上げられますことは、いわば権限外のことについて口出しをしては相ならぬこととありますので今御答弁申し上げたようなところが限界かというふうなことを考えておられますが、国会の御議論の中でそういうことについて国として統一的に規制を考へるべきであるしどこかの省庁で統一的な立法の措置なり何なりをとるべきであるという御議論が高まつてまいりますれば、政府としてそれなりの対応はしなければならぬものだろうというふうな考えております。

○久保田真苗君 御議論は既に高まつておると思ふんですが、衆議院のしよっぱなからそういうこ

とだと思つておられます。これは何かしななきやいけ

で、総務庁長官は確かに権限外のこととおっしゃるんですけども、既に必要を認めてこの立法を手がけられたわけですから、それじゃこれの行く先はどういうところへ落ちついていくのか、また総務庁のお立場としてどういう意見なり勧告なりそういうものが内閣の中で述べられるのか、その辺の見通しは御答弁を全く避けていらつしやるけれども、それでは私どもはちょっと納得ができません。なぜなら、だれかが言い出し出さななきやならないんです。だれかが言い出さななきやならない。実際問題としてこの情報の取り扱ひというのは、今後、民間それから官界を含めまして恐らく大変な草刈り場だと思つておられます。情報は力なりという時代なんです。そういうときに、それだけのところがそれぞれのことろでやる、やらないとこれは全くやらない、そういう状態のままほうっておかれるのかどうか。これ以上の答弁は難しいとおっしゃるんですけれども、総務庁長官個人としてどういふふうなビジョンをお持ちかということはおっしゃつてもよろしいんじゃないですか。それは、何もそのまま言質にとるとかそういうことじゃなくて、ずつと外国へ行つていらして、この立法をやつて、確かにそういう取柄がおありになるはずだと思つておられます。どういふ方向に政府、内閣は進むべきでしょうか。

○国務大臣(高島修君) 民間部門について規制をしていないというかまだそこに及んでいないのは、アメリカでありますとかカナダでありますとかそういうところは現に規制対象の中に加えていないわけでありまして、規制をしておりません。西ドイツなどの例について私もいろいろと実施の状況を調べてまいつたのでございますが、大体届け出制である。届け出制で実態をどの程度把握しているのかということについては、西ドイツで

同じましたところ大体六〇%ぐらいである、実効性必ずしも上がつておる状況ではないというま

ことに率直なお話もあつたわけでありませう。

総務庁長官として今、私、その立場にありませうので、長官個人としての見解はどうかというふうな言われても長官の見解はどうかというふうな言われても大変恐縮であります。これは個人情報保護局みたいな形で政府がどこかで統一的にやるべきなかなというところも考えてみたりしておるところでございます。

○久保田真苗君 そういふ状態の中で個人情報保護局というものを、将来的にはそういう感想をお持ちだということなんですけれども、ここでもって各省にずっと一わたり伺っていきいたいと思ふんです。

まず、大蔵省なんです、大蔵省は金融機関の持つ個人情報の保護についてどういふ対処をしているか。いろいろ通達も出しているし、調査研究もやっていますしということなんです。どういふ対処をしていらつしやるのか、ちょっと御説明願います。

○説明員(鐘味徳房君) 今御指摘がございましたように、金融機関が一般的に業務遂行上知り得ました信用情報等につきましては、基本的にはまず金融機関みずからの責任において適正に管理されるべきであると考えております。とりわけ金融機関につきましても、消費者信用を供与するという機能を果たしておりますので、その機能の中で、個人信用情報についてそれが個人の返済または支払い能力にかかわるものでありますので、プライバシー保護の観点から特に慎重かつ適切な取り扱いが必要ではないかと思っております。このような観点から、ただいま先生からも御指摘がございましたように、大蔵省としては、消費者信用の円滑かつ健全な発展に資するため、金融機関等により設置される信用情報機関について六十一年三月に通達を発出したしまして、プライバシー保護に配慮した適正な業務運営体制の整備に努めてきておるところでございます。

また、御指摘がございましたように、近年、コンピュータを利用した情報処理等の進展の中で個人データの大量かつ迅速な処理が可能になっておりますが、反面こういった個人情報の保護を自主的に確保していくという必要もございませう。すなわち、六十二年の三月に金融情報システムセンターという公益法人が金融機関等における個人データの保護の取扱い指針を作成しているところでございます。大蔵省といたしましては、各金融機関がこの指針に沿って個人データの保護のために適正に対処することを期待しているところでございます。

○久保田真苗君 金融機関の持つ個人情報というのは大きく分けて二つになると思ふんですね。一つは信用情報、それから一つは顧客情報だと思ふんです。

信用情報としての対処は通達などをお出しになつておるところですが、顧客情報の外部流出については最近も問題がございました。東洋信託銀行の件ですけれども、顧客の名簿がダイレクトメールに利用された、そういうことで民事訴訟事件が起つておられるんです。この事情は今結構ですけれども、こういう顧客情報の外部流出は非常に好ましくないと思ふんですが、こういうことが行われないうちというところが今の状態ではないでしょうか。

○説明員(鐘味徳房君) 一般的に申し上げまして、先ほど申し上げましたように金融機関が保有する顧客情報の保護につきましては、いろいろな指針等もございませうし、それから顧客との契約の趣旨に基づいて金融機関みずから自主的な判断のもとに適切な配慮が払われるべきものでありますので、そういう中で私どもとしても預金者保護とか信用秩序の維持の観点から必要があれば適正な対応を図っていく必要がある、そのように考えておりますが、現状におきましては金融機関の自主的な判断のもとでこれが適正に守られることを期待しているところでございます。

○久保田真苗君 これは、こういう行政指導的なことで本間に合うんでしょかね。

こういう外部流出事件がたくさん積み重なるまでこのままにしておかれるのかどうか、その辺の見通しはどうですか。

○説明員(鐘味徳房君) 現在、先生が御指摘の係争中の案件につきましては、先生も述べておられますように民事訴訟の問題でございませう。ですから、私どもとしてはその内容が適切であったかどうかは裁判所の法廷の中で争われるべきものだと考えております。

ただ、一般論としまして、こういった先ほど来申し上げていますような行政指導あるいは銀行当局の枠内での監督指導においてこういった問題も適切に対応される必要があると考えておりますけれども、事態の推移等に応じてさらに適切な対応が図られる必要があるかどうか、さらに検討してまいりたいと思っております。

○久保田真苗君 自治省に伺いたいんですが、自治省は第二次個人情報保護対策研究会を発足させたのと同じく、この研究会の対象となる個人情報はどういう種類のものなのか、また民間が所有する個人情報に対象とするのか、まずそこをお聞きします。

○説明員(小林絃君) 個人情報の保護に關しまして地方公共団体が保護のための条例を制定いたしております。ただいまのところでは、多くの条例の内容は、ほぼ地方公共団体内部の行政機関で使用しております個人情報を対象にして保護を行っているという状況でございますが、民間企業等が保有いたしております個人情報につきましても保護の対象にするという例がふえてきている状況でございますので、私どもでこれから設置いたします第二次個人情報保護対策研究会におきましては、こういう状況を踏まえまして民間企業等が保有いたしております個人情報の保護につきましても研究の対象といたしまして検討を加えてまいりたい、このように考えております。

○久保田真苗君 したがって、例えば銀行とか百貨店、クレジット会社などの民間企業の持つそういう顧客リスト、そういったものも対象に含めて

お考えになる、こういう意味ですね。

○説明員(小林絃君) さようでございます。

○久保田真苗君 私、自治省が民間の情報に對して関心をお持ちになり研究会を発足させるということは大変結構だと思ふんですけれども、ただ、自治省がその研究会を通じて例えば指針をおつくりになる、その指針が民間部門の情報を含めて自治体の条例化される。その条例の中でその具体化はどうするんですか、自治体自治体それぞれ判断に任せ、こういうことになりませうか。

○説明員(小林絃君) 何せ保護の対象が大変広範囲にわたります。それから、対策の内容等もこれは大変複雑になる可能性がございませうので、どのようなやり方ですらうという保護の内容を準備すべきか、あるいはまた当省といたしまして、研究会では御議論をいたさうかといたしておりますが、研究会の成果を踏まえて当省としての指針をどうするかという点等につきましてもまだ決めておりませぬので、研究会の席上そのような点につきましても委員の方々の御議論をいただいた上で方向を決めていきたい、このように考えております。

○久保田真苗君 なぜ自治省なのかということに私は余りまだびんときていないんですね。なぜかといいますと、その場合、自治体ごといろいろなむらがあるでしょう。一つの会社の情報が自治体ごといろいろなむらがある。そして、その欠落も多分当分あるでしょうね。自治体がやるということとは、その現場現場で、その地域地域でやれるという利点があるんですけれども、自治体ごとにいろいろな判断、扱いの違いというものも当然出てくるであろうと思われませうけれども、その辺はどういうふうにお考えでございますか。

○説明員(小林絃君) これからの保護対策の制度上のあり方の問題、ただいま御指摘いただきましたような問題点が多々あると認識いたしております。ただ、問題点が大変多岐にわたりますし、それから法制上の基本的な問題にかかわる問題もある

ように私も考えておりますので、そうした基本的な問題を踏まえまして各界の権威の方々との研究会の場で御議論をいただいた上で問題点を整理していきたい、かように考えております。

○久保田真苗君 官房長官にいらしていただきまして、お時間にも限りがありますので、各省の分が途中なんですけれども、伺わせていただきませう。

民間での個人情報情報がほとんど野放しになっております。各省庁ともこれではいけないと考えていらつしやるということは推しはかれるわけですね。一方、個人情報保護とかプライバシー保護について国民の関心がこのごろ非常に高まってきたり、特に消費者情報に関する縦横無尽の情報飛び交い、ブラックリストの作成というようなことが民間会社の手ではりばりで行われるというふうなことで非常に懸念されているわけですね。何しろ東京都の中だけでもダイレクトメールが一日に百五十万通も飛び交っているという現状なんです。

今、まだ自治省、大蔵省のところぐらいいいかいっていないんですけれども、先ほど総務庁長官にもお伺いしたんですけれども、恐らくこういう状態でも政府の各省庁にかかわりのあるこの民間情報問題をお進みになるのか。つまり、今の時代では情報力は力なりですから、そこは非常に大きい草刈り場になるだろうと思う。国民の立場からしましたら、そういう民間部門に勝手に情報を集められ、そしてそれを好きに伝達されて利用されるということは甚だ迷惑なことなんです。各省庁がそれぞれにつかさずかきでやればよいというふうなことで、一方に欠落がありまた一方にはやり過ぎがあるというふうなことも考えられます。

今これはもう非常に差し迫った問題になっておるんですけれども、官房長官はこれについて内閣として統一された基本方針、保護対策を考えるというお考えはございますか。

○国務大臣(小淵恵三君) 個人情報保護の電子計算機処理に伴う国民の不安感、権利利益の侵害のおそ

れに適切に対応することは、官、民を問わず、共同的に必要な課題であるとまず認識をいたしております。

そこで、民間部門における個人情報の保護対策につきましても、閣議決定されておりますように「それぞれの関係省庁において所要の連絡調整を図りつつ、引き続き検討を進める」ということ

で推進をいたしているところでございます。そこで、今般提出いたしております法案が行政機関の保有するものについてのプライバシーの保護に関する法案ということで、先ほど来委員の御質問もお伺いしてございましたけれども、民間につきましても極めて重要であるということの認識をいたしておりますことはこの閣議決定もその趣旨に基づきものでございます。

ただ、民間におけるプライバシー保護につきましては、それを保有する民間の金融機関その他と個人との間の信頼関係に基づいて存在してあるわけでございまして、その個人の情報を保有する民間の各機関、企業等に関して、政府がこの際一挙にその保護のための法律を制定するかにつきましても、諸外国の例その他を勘案しながら今般法案を提出いたしておるわけでございます。先ほど総務庁長官から御答弁ございましたように、アメリカ、カナダ等におきましてはまた民間部門についてはその保護立法がなされておらないようなこと

もございまして、とにもかくにも今般諸外国の例に基づいて政府としては行政機関のプライバシーの保護に先行して行おうということで行うわけでございまして、この法律が制定されてまいりますればあるいは今後におきまして民間部門についてもそれぞれいかに対処すべきかということが起こつてまいらぬと思っておりますが、当面はそれぞれ関係省庁におきましてそれぞれの民間の機関等に對する対処につきましては十分その現実の姿等も勘案しながら現在努力中だということでございます。

そこで、御質問にありましたように、政府で一貫して対処いたしたかどうかということでございます。

ますが、先ほど総務庁長官の御答弁をお聞きいたしておりました何らかの保護局みたいなものというお考えも申し述べられておりましたが、いずれにしても政府としても強い関心を寄せていることは事実でございます。繰り返しになりますが、当面は大蔵、通産その他各省庁におきまして、それぞれ関連する民間の機関との話し合いの中でその民間の持つ個人の情報の保護については勘案していくべきものではないか、このように考えております。

○久保田真苗君 官房長官、さっきプライバシーの問題とおっしゃいましたけれども、実はプライバシーの保護という目的に十分奉仕する法案ではないということとをたびたび総務庁の方から伺っているわけですね。私も非常に異議を申し立てな

きゃならないのはそこなんです。官房長官は幸いプライバシー保護に非常に御留意されているようですけれども、今のこの法案ではそこまですべてではない。しかも、電算機の情報量の九五%を占める民間情報について全く野放しである。官房長官は、官民の信頼関係の上に立って考えていくんだとおっしゃるんですが、今やそんな時代は過ぎちゃっているんです。

先に進まなきゃなりませんけれども、経済企画庁の国民生活審議会がお出しになっているこの資料で見ましたら、ブラックリストをそれぞれの会社がつくって、それをまたお互いにやりとりしている。その中にいっばい間違った情報があつて大変な脅威を受けている、そういう消費者がたぐさ

んあるんですね。これは幾ら信頼関係、民間会社の一つの責任だとおっしゃつても、片方に国民があつてその国民が一人一人非常に無力であるところから、そういうものに人権の侵害を明らかに受けていられるんですよ。そうなりますと、政府として、

そういう統一したことを内閣でスタートなさるおつもりがあるかどうかということ、総務庁長官に伺いますと、つまりこの電算機処理の行政情報だけが総務庁の範疇でそれ以上はできないとおっしゃるから、それじゃどかがやるんですか、それはどかが一体考えてくださるんですかということをお伺いしているんです。それはどかなんてしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) 先ほど御答弁申し上げましたが、それぞれ民間部門におきます問題につきましても、金融情報その他それぞれ先ほど各省に御質問なされておられましたけれども、民間の情報取得されておられましたけれども、それぞれ役所において十分調査し、また国民一人一人の情報の保護につきましてもは検討していくというのが現在の政府の立場でございます。

○久保田真苗君 何といいますが、もう本当に一部ではないという情報についての立法をやつと他の国におかれてなされるわけでございますから、そういう意味では民間の大企業のおごい情報収集、伝達力というものを念頭に置いて、ぜひ国民のプライバシーの立場に立って御尽力いただきたい。このことは官房長官、総務庁長官、両方

にお願いしておきます。次に、経企庁に伺います。国民生活審議会消費者政策部報告というのがあります。六十三年九月。この審議会の結論を見ますと、最終的には保護のための法規制が必要であるという結論を出しておりますね。

経企庁としては、この報告に基づいてこれから何をなさるおつもりか、お伺いします。○説明員(川名英子君) お答えいたします。今先生が言われましたように、ことしの九月に取りまとめられました国民生活審議会消費者政策部報告におきましては、消費者取引に係る個人情報保護のための法的規制を講ずる方向で考慮すべきだとしております。ですけれども、当面はこの報告で示されました「個人情報保護の在り方」を踏まえて行政、事業者、消費者がそれぞれ個人

情報保護のために具体的に対応を行っていく必要があるとしております。

当庁としても、この報告の指摘に従いまして既に関係各省に対しまして所管業界の監督等をお願いしたところであります。それから、個人情報保護のため事業者、消費者に対する啓発活動を行っておりますし、また消費者トラブル、苦情につきましては迅速に対処してまいりたいと思っております。それから、こうした施策を具体化しながら立法化のための国民的コンセンサスの形成に努めてまいりたいと思っております。

○久保田真苗君 経企庁も立法化に向かっての努力をされる、こういうことなんですか。

この部会報告、消費生活相談の概要というのをいただいております、これを読むとまさにぐずぐずはしていただけないという気がするんです。特に恐ろしいのはブラックリストなんですね。いろいろな商品の購入を勧誘されて、それを解約したり品物が違うという支払い拒否をするブラックリストに載せるとおどかさされるという状態がどうもあるようなんです。

「ブラックリスト」ということばが一人歩きをしてしまつて、「一度載つてしまつたら、ずっと不利益を被り、訂正も困難なもの」というイメージを、一般の消費者が抱いていることをいふことに、販売会社側が不当な脅し文句に使う事例である。

ということがこの報告書に紹介されているのですね。

それが関連した情報というのがかなり多いようですね、例えばこういう例があります。男性から

全く身に覚えのない自動車のクレジット代金の督促が半年続いたので調べてみると、何者かに自動車の購入契約の名義を冒用されていた。裁判により無実がわかり債務は免れたが、ブラックリストに載せられているので就職試験に差し支える。こういうおそれが出ているわけですね。

また、例えばカテゴリーを見て血圧計を購入したが、調子が悪いのですぐ返品したのに代替品が送られず、支払わなければブラックリストに載せると言われた。

女性の方からもございます。こういうものが横行しているわけでございます。それから、こういうものの法的規制、立法化にお進みになるということなんだけれども、法的規制を伴わないでこういうのは対処しているというふうな感想をお持ちでしょうか。経企庁の方、どうですか。

○説明員(川名英子君) 将来的には法的規制を講ずる必要があると考えておりますが、当面は消費者、事業者、行政がこの報告の趣旨に沿って具体的に対応していくことが重要だと考えております。

○久保田真苗君 それに関連して衆議院で取り上げられた本がありますので、私も読んでみたのです。これはフリーランスのジャーナリストの馬場恭子さんという方の本なんですけれども、アメリカから日本に向かっていろいろな警告をしているんですね。その中にこういうことが出ていますね。

ある銀行協会内の個人情報センターで、テレレジット・インクと同様に、銀行ローンを踏み倒したりする不良ローン客名を収集し、ブラックリストを作成、保存し、銀行、その他の金融機関のために信用調査エージェンシーの役割を果たしていた。そして、この分野でも大蔵省が、この種の情報センターを拡大充実させろ、とハッパをかけたというのである。銀行関係者たちは、日本の調査機関は外国に比べるとまだ

「赤ん坊並み」だから、プライバシー侵害の心配はない、というふうな口調であったが、当時約一六万件のブラックリストを五年後までには五〇〇万件に増やすという。しかも、金融機関を利用したローン客すべてをリストにする計画を年内には実行するというものであったので、

私は大いに気がもめたということがあるんです。

それで、私もそういうことがあるのかなと思つて大蔵省の通達を拝見したのですけれども、大蔵省としては確かに銀行局長名で「金融機関等が信用情報機関を設置又は利用する場合の信用情報の取扱い等について」、これは慎重に取り扱うという側面もあるんですね。その一方、何と云いますか、こういった銀行協会のようなところに情報機関としての個人情報を集めて会員であるところの銀行、金融機関がそれによって被害をこうむらないような一大センターをつくって、会員に積極的に情報を伝えるということ奨励していらつ

この点についてはどうなんですか。

○説明員(鏡味徳房君) 銀行が個人信用を供与するということにつきましては、これは、個人の生活の安定とか国民生活一般の安定等の観点から、従来、金融機関は個人の信用供与に消極的ではなから、金融機関は個人消費者を金融機関から、こういった個人消費者を金融機関が進めやすくなる必要がございます。そういう観点から申しますと、金融機関としては個人消費者をローンを進める際に返済能力等を個々に審査していくということになります。やはり手間もかかりますし時間もかかってしまつて、したがって、こういった個人消費者をローンを進めていくという要請と、他方、こういった返済能力等の審査を行つていかなければならないという両者の要請を勘案しますと、やはり、個人信用情報センターというふうなところでこういった情報機関が個人情報を集めて会員に利用させていくというのは大変必要なシステムではないかと考えてはいるわけでございます。

ただ一方、個人のプライバシー保護という観点もございまして、今御指摘の著者の方々が御経験された後の話だと思つても、六十年三月に大蔵省としてはこういった個人情報利用情報の利用にしまして通達を發しました。これは、OECDの八原則に基づきまして、収集の制限とかそれから利用の制限、それから個人のそういった情報が入っているかどうかについて開示の請求が有りますとその開示をしてもし間違つた情報があれば訂正をさせるとか、そういった形でOECDで世界的にルールがつくられておりますけれども、そのルールにのっとつた通達を發して個人のプライバシー保護の観点に万全を期しているところでございます。

○久保田真苗君 これはお互いに今後勉強していかなければならないことだと思つて、要するに、国だけの今の感じを申し上げますと、要するに、国だけの民間情報がある、その情報を全部だれかがコントロールするなんてことはなかなか難しいこと、そしてまたそれに対してどういうセーフガードができるかというのを考えますと、これは個人の開示請求それから誤つた情報を訂正削除される、それを権利として確立することは個人がそのために相当な勇気を持たなければ到底できないことだと思つて、国としてはその個人の権利がやましまし裁判の手続を経て一々訴訟事件にしなければ解決しないというふうなことでは甚だ困るのであつて、私は、単なる行政指導とはいわば上からのお慈悲で個人が守られるという姿勢しかないわけですから、個人の権利というものをしっかりと押さえていただけて開示請求と訂正させる権利が迅速に行われる、裁判に一切持つていかなくてもそれはもう自明の理としてやられるということが唯一の担保なんじゃないかと、そう思うわけですね。

総務庁長官はその辺はどういう御認識ですか。

○国務大臣(高島修君) 民間部門の規制を考えます場合には、民間がそのような個人の情報を保有する制度を仮に設けるといふことは、自分のところではどういふ目的を持って個人の情報ファイルを保有するかどうかという保有目的を明確にしなければならぬというところが当然のことながらあろうと思つて、それから、当該本人に対する開示

を認めるといふ開示請求権を当然保障する、さらにまた間違つた情報であれば訂正をさせる権利を認める、さらにまた民間にありましては本来これは法律に基づいて強制している場合と違つたわけでありまして本人の同意権ないし削除請求権というふうなものであるいは認められるのかなというふうな考えです。それらの内容を盛つた規制をすべきものであろうというふうな考えであります。

○久保田真苗君 通産省は非常に大きい情報官庁なんですけれども、このガイドラインをお出しになつていらっしゃるんですね。

そのガイドラインが持っている効力についてちょっと御説明ください。

○説明員(中野正孝君) ガイドラインの効力というお尋ねでございますが、これは、法的な拘束力とかそういうものはないんです、まさに民間の事業者、関係者が自主的にこういう個人情報保護について配慮して仕事をしていくというふうな任意の遵守事項というふうな性格のものでございます。

○久保田真苗君 それをやっている当事者に自衛を求めるといふ趣旨なんですけれども、これは、政治倫理と一緒で、とても守られそうもないという感じを受けるんですね。当然強制力はないわけですから、通産省が扱っていらっしゃるという民間部門の個人情報保護、国民のプライバシー、それから情報を開示請求する権利、訂正する権利、そういうものは立法化しないのでできるとお思いでしょうか。

○説明員(塩谷隆英君) 通産省では割賦販売を担当しております、割賦販売では消費者信用というものが供与されるわけでございますが、消費者の支払い能力を超える過剰与信というものの発生を未然に防止するために割賦販売業者等が共同で信用情報機関を設立いたしました、これが購入者の支払い能力に関する情報を収集して共同利用する仕組みがござっております。これは昭和五十九年に割賦販売法の改正によりまして導入されたものでありまして、その改正の折には、同時に

信用情報を購入者の支払い能力の調査以外の目的のために使用してはならないという規定が設けられております。こういう趣旨を踏まえまして昭和六十一年三月に信用情報の管理等に関する詳細な項目を定めた通達を発しております、先生が御指摘になりましたような情報の開示あるいは誤った情報の訂正といったようなことも迅速に処理するようにというふうな項目を詳細に定めておるところであります。

で、通産省が関係しておりますこの信用情報の関係では、信用情報機関はこれまでのところ一社でございまして、この通達を徹底させることによりまして十分実効は確保されるであろうというふうな考えでおります。

○久保田真苗君 通産省は有名な行政指導官庁なんですけれども、非常に過信していらっしゃるんじゃないかと思つております。

通達がびっしり守られてそしてそれが完全に行われるというふうなことは、それは本望に望ましいことなんでしょうか。それは行政立法と同じじやありませんか。もしそれに対して何らかの隠然たる制裁があるというふうな仮に考えたとしても、そうじゃないんですか。これは、立法化によって国民の側にも官庁の側にもまた取り扱う企業の側にもそのことのルールが公明正大にはつきりしているということが非常に大切なので、おっしゃっている行政指導では国民の側の知識というものは何らこれによってふえていかないわけですね。行政指導の通達ではその身を守るための盾にならないんですか。ですから私は、通産省が指導すればそれでみんな草木もなびくんだというふうな御姿勢では困るのであつて、仮にも通産省が消費者保護という消費者問題を取り扱う部門をお持ちになつていらっしゃるならば、消費者にそのゆえによつて権利を主張する十分な根拠を与えるべきだと思つております。

その点はどうですか。

○説明員(中野正孝君) 御指摘にございましたガイドライン、これは先ほどから御議論になつてお

りますO E C Dの原則に沿つた内容をベースにしておりますけれども、このガイドラインも、私どもの関係しております財団法人の日本情報処理開発協会というところで関係の業界代表の方、消費者団体の方、学識経験の方々で御議論いただいたつくり上げたものでございます。

それを受けまして私どもの機械情報産業局で、特にコンピュータ処理に伴つて個人の情報をいかに当該個人のコントロールできるような仕組みにするかというふうなことでこのガイドラインをさらに見直しをいたしまして、さらに実効ある遵守のあり方といたしまして、ことしの五月から委員会をつくりましてここで各主要な業界の方あるいは学識経験の方、消費者団体の方々に幅広く集まっていただきまして、現在精力的に御検討いただいております。年内ないしは年度内にはこちらの専門家の皆さんの考えもまともなうか、私どもそれを受けましてさらに勉強していきたいというふうな思つておる次第でございます。

○久保田真苗君 法務省の方に進みます。

衆議院の議論を拝見しますと、法務省は三十九ファイルというふうな答えていらつしやるんです。また、総務庁の御答弁では六十二年一月現在で二十五ファイル、情報量で三千七百七十九万件というふうな何つています。ところが、衆議院の江田議員の質問による資料では、ファイル数三十七、情報量二千六百三十四万件というふうな答えていらつしやる。

これは法務省の保有していらつしやる個人情報で公開しないものがファイル数で二つあつて情報量で一千三百四十五万件以上あるというふうに見られますけれども、そう考えてよろしいわけですね。

○説明員(長山頼興君) 先生御指摘のとおりでございます。

○久保田真苗君 この公開しないファイル二つについては、この法律案の何条何項何号によるものですか。

○説明員(長山頼興君) 今、先生から御指摘がありましたように、法務省が保有しているファイルの中でいわゆる事前通知の対象外とされ、してしまつて公開、開示されないファイルが二つございます。

その一つは、いわゆる犯罪ファイルでございます。これは本法律案の第六条第二項第二号に言うところの犯罪の捜査または公訴の提起もしくは維持のために作成する個人情報ファイルに当たるといふふうに考へます。

もう一つは、入国審査ファイルでございます。これは本法律案の第六条第二項第一号に言う国の安全または国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイルに当たるといふふうに考へております。

○久保田真苗君 犯罪ファイルと入国審査ということでした。後でまた戻りますけれども、ところで、公安調査庁は法務省の外局ですね。そこでもってある政党本部への人の出入りをビデオカメラで長期間隠し撮りをした事件が発覚したんですが、私としてはこういう角度からちょっと何つてみたいんです。

それは、その撮つたビデオテープは、どういふふうな解析して、どういふ情報として整理するのかが、このことは国民のプライバシーにとつて非常に大事なんです。なぜかという、不特定多数の人がそういうところへは行つていないからなんです。どういふふうな整理なさるのか、それをちょっと伺つていただけませんか。

○説明員(櫻井正史君) 御説明申し上げます。まず、公安調査庁といたしましては、破壊活動防止法の適正な施行のための調査の一環といたしまして、いわゆる監視活動というものをやっているものでございますが、この監視活動というものは肉眼による観察が主でございます。肉眼を補助する意味におきましてビデオ等の利用がなされていくわけでございます。したがって、このようなビデオにつきましては、あくまで監視の限りにおいて利用していらっしゃるわけでございます。

また、撮影しましたその他のものにつきましても、人物の確定それから調査団体、対象団体の構

といったようなこと、それは警察の活動に関連があるとしておやりになっているんだと思います。

けれども、警察庁の持っているそのファイルなんです。そのファイル数を会議録で見ると六と答えていらしゃいますね。そのうち四つのファイル名は明らかにされておるんです。例えば運転免許に関するもの、情報量五千六百万件。風俗営業に関するもの、銃砲に関するもの、家人に関するもの、それだけわかっているんです。そのほか犯罪捜査のための個人情報ファイルの存在も認められている。

で、この犯罪捜査のファイルの中には、例えばこういうものがあるのかどうか。指紋ファイルは入っている、そういうことでしょね。

○説明員(菅沼清高君) お答えいたします。犯罪捜査に関する情報、個人情報ファイルの中には指紋に関するものもその一部として含まれております。

○久保田真苗君 捜査に協力していただいた方の指紋、それもファイルしますか。

○説明員(菅沼清高君) 捜査に協力していただいた方の指紋といえますのは、具体的に言いますと、犯罪の現場で遺留指紋等を集めたとき、どれが被疑者の指紋であるのかということを見きわめる必要があるわけでございまして、その現場に出入りしている可能性のある家族の方とかそういった方の指紋はもちろんそのときは収集するわけでございます。しかし、それは犯罪に關係のない方のものでして順次落としていくわけでございまして、そういったものはその時点でではつきりすれば焼却あるいは本人から要望があれば採取したものを返還する等のことをいたしておりますので、その後、捜査関係の資料として残るといふことはございません。

○久保田真苗君 ジャ、刑事訴訟法上身柄を拘束された者のうち、不起訴処分となった者の指紋はどうですか。

○説明員(菅沼清高君) お答えいたします。不起訴処分の内容についてはいろいろござい

すけれども、犯罪捜査のために必要なものは残すということもございまして、
○久保田真苗君 済みません、今ちょっとよく聞かえなかったのと、もう一つ伺いたいのは、無罪が確定した者の指紋はどうですか。さっきのお答えはちょっと聞き取りにくかったので、もう一度。
○説明員(菅沼清高君) お答えいたします。不起訴にもいろいろなケースがございます。そのケースに応じて取捨選択する可能性があるというところでございます。また、無罪についても同様でございます。
○久保田真苗君 こういう指紋をそんなに長く残しておく必要はないんじゃないですか。どうなんでしょう。
○説明員(菅沼清高君) お答えいたします。犯罪捜査のために必要な指紋を維持する期間でございますけれども、一定の年齢に達したものにすれば落としていくことはやっておりますけれども、私もやはり相当期間そういうものは保有しておく必要があるというように考えております。
○久保田真苗君 大変気味の悪い話だと思えます。
自殺に関するマスターファイル、それは持つていらっしゃるわけですね。
○説明員(菅沼清高君) 確認をさせていただきますが、自殺でございませうか。
○久保田真苗君 はい。
○説明員(菅沼清高君) 自殺に関するものは保有いたしております。
○久保田真苗君 自殺に関するファイルは持つていないということですが、それは、その個人名はなくてもその場所とか手段とかそれから家族関係に関するところとかは本人を特定するような情報が入っているのではありませんか、その点は、どうなんですか。この自殺のファイルというのは、どういうふうな形で情報として扱っていらっしゃるんですか。

○説明員(菅沼清高君) ただいまお答えいたしました。おりますのはこの法案で言われておりますコンピュータ処理をされたファイルということでお答えをしております。自殺に関するものはマニュアルなものとしては当然ある時期は持つていらっしゃるわけでございまして、自殺ということがはっきりし、犯罪に關係がないということがわかれば、その段階においてそれはなくなる、このように考えていただければよろしいんじゃないかと思っております。

○久保田真苗君 それで、この情報も非常に高度な重大なプライバシーにかかわるものだと私は認識するんですね。
さてもう一度、衆議院で明らかにされた数字を確認しておきますと、警察庁所有の個人情報、ファイル数で六つ、情報量で一億一千六百六十六万件ですね。
○説明員(菅沼清高君) お答えいたします。今お話のありました数字は、これは総務庁において調査されたときのファイルの数と情報の数量というように承知いたしております。警察庁で御答弁いたしましたのは、委員が先ほどおっしゃいました四つのファイル、それから犯罪捜査に関する情報ファイルをそのほか保有いたしております。このようにお答えをいたしております。
○久保田真苗君 所有の情報、さっき私が読んだものは、そして衆議院で提出された資料によるものは、ファイルで四つ、情報量で五千七百三万件、つまりここにファイル数で二つ減り、情報量で半分になっているんです。非常に激減しているんですね。
これはどういう理由なのか、教えていただけませんか。
○説明員(菅沼清高君) お答えいたします。警察庁で保有しているファイルが六ファイルということでお答えをしたわけではございません。四つのファイル、それからそのほか犯罪捜査に関するファイルは保有しておる、このようにお答えいたしましたのでよろしく御理解をいただ

きたいと思っております。
それから、情報の件数についてかなり差があるのではないかと、このようなお話がございまして、犯罪捜査に関する情報の中には車両に関するものがございまして、これが相当量ございまして、その旨御理解をお願いいたします。
○久保田真苗君 犯罪捜査に関する情報量というのは、どのくらいの情報量がありますか、二千万件くらいですか。
○説明員(菅沼清高君) お答えいたします。犯罪捜査に関する情報の総数については、犯罪捜査というものの性質上、具体的にお答えすることについては御容赦をお願いしたい、このように考えております。
○久保田真苗君 犯罪の予防に関するファイルというのはあるんですか。
○説明員(横尾敏夫君) 現在、警察庁で保有しておりますのは、家人に係る個人情報ファイル、それから銃砲に関する個人情報ファイルでございます。
○久保田真苗君 犯罪予防に関するファイルというのはその二つということなんですか。
先ほどから伺っていましたが巡回連絡によって得た情報はもちろん個人情報です。これは電算機処理されるものなのかそうでないのか。
○説明員(西山正樹君) 巡回連絡で得ました情報といいますが、それにつきましては、巡回連絡カードに記載するわけですが、このカードはそれぞれ自己の派出所、駐在所で保管いたしまして、その派出所、駐在所で勤務する警察官が自己の活動に活用するといふものでございます。それから、カード自体も創意工夫が凝らされて一定の様式ではございません。そういうことから地域性のあるものでございまして、その内容をコンピュータに入力して集中して保管するといふような必要はございませんし、考えてもおりません。
○久保田真苗君 必要はないし考えてもいない、将来とも電算機に載せるつもりはない、こういうことでよろしいのですか。

きいたと思っております。
それから、情報の件数についてかなり差があるのではないかと、このようなお話がございまして、犯罪捜査に関する情報の中には車両に関するものがございまして、これが相当量ございまして、その旨御理解をお願いいたします。
○久保田真苗君 犯罪捜査に関する情報量というのは、どのくらいの情報量がありますか、二千万件くらいですか。
○説明員(菅沼清高君) お答えいたします。犯罪捜査に関する情報の総数については、犯罪捜査というものの性質上、具体的にお答えすることについては御容赦をお願いしたい、このように考えております。
○久保田真苗君 犯罪の予防に関するファイルというのはあるんですか。
○説明員(横尾敏夫君) 現在、警察庁で保有しておりますのは、家人に係る個人情報ファイル、それから銃砲に関する個人情報ファイルでございます。
○久保田真苗君 犯罪予防に関するファイルというのはその二つということなんですか。
先ほどから伺っていましたが巡回連絡によって得た情報はもちろん個人情報です。これは電算機処理されるものなのかそうでないのか。
○説明員(西山正樹君) 巡回連絡で得ました情報といいますが、それにつきましては、巡回連絡カードに記載するわけですが、このカードはそれぞれ自己の派出所、駐在所で保管いたしまして、その派出所、駐在所で勤務する警察官が自己の活動に活用するといふものでございます。それから、カード自体も創意工夫が凝らされて一定の様式ではございません。そういうことから地域性のあるものでございまして、その内容をコンピュータに入力して集中して保管するといふような必要はございませんし、考えてもおりません。
○久保田真苗君 必要はないし考えてもいない、将来とも電算機に載せるつもりはない、こういうことでよろしいのですか。

きいたと思っております。
それから、情報の件数についてかなり差があるのではないかと、このようなお話がございまして、犯罪捜査に関する情報の中には車両に関するものがございまして、これが相当量ございまして、その旨御理解をお願いいたします。
○久保田真苗君 犯罪捜査に関する情報量というのは、どのくらいの情報量がありますか、二千万件くらいですか。
○説明員(菅沼清高君) お答えいたします。犯罪捜査に関する情報の総数については、犯罪捜査というものの性質上、具体的にお答えすることについては御容赦をお願いしたい、このように考えております。
○久保田真苗君 犯罪の予防に関するファイルというのはあるんですか。
○説明員(横尾敏夫君) 現在、警察庁で保有しておりますのは、家人に係る個人情報ファイル、それから銃砲に関する個人情報ファイルでございます。
○久保田真苗君 犯罪予防に関するファイルというのはその二つということなんですか。
先ほどから伺っていましたが巡回連絡によって得た情報はもちろん個人情報です。これは電算機処理されるものなのかそうでないのか。
○説明員(西山正樹君) 巡回連絡で得ました情報といいますが、それにつきましては、巡回連絡カードに記載するわけですが、このカードはそれぞれ自己の派出所、駐在所で保管いたしまして、その派出所、駐在所で勤務する警察官が自己の活動に活用するといふものでございます。それから、カード自体も創意工夫が凝らされて一定の様式ではございません。そういうことから地域性のあるものでございまして、その内容をコンピュータに入力して集中して保管するといふような必要はございませんし、考えてもおりません。
○久保田真苗君 必要はないし考えてもいない、将来とも電算機に載せるつもりはない、こういうことでよろしいのですか。

きいたと思っております。
それから、情報の件数についてかなり差があるのではないかと、このようなお話がございまして、犯罪捜査に関する情報の中には車両に関するものがございまして、これが相当量ございまして、その旨御理解をお願いいたします。
○久保田真苗君 犯罪捜査に関する情報量というのは、どのくらいの情報量がありますか、二千万件くらいですか。
○説明員(菅沼清高君) お答えいたします。犯罪捜査に関する情報の総数については、犯罪捜査というものの性質上、具体的にお答えすることについては御容赦をお願いしたい、このように考えております。
○久保田真苗君 犯罪の予防に関するファイルというのはあるんですか。
○説明員(横尾敏夫君) 現在、警察庁で保有しておりますのは、家人に係る個人情報ファイル、それから銃砲に関する個人情報ファイルでございます。
○久保田真苗君 犯罪予防に関するファイルというのはその二つということなんですか。
先ほどから伺っていましたが巡回連絡によって得た情報はもちろん個人情報です。これは電算機処理されるものなのかそうでないのか。
○説明員(西山正樹君) 巡回連絡で得ました情報といいますが、それにつきましては、巡回連絡カードに記載するわけですが、このカードはそれぞれ自己の派出所、駐在所で保管いたしまして、その派出所、駐在所で勤務する警察官が自己の活動に活用するといふものでございます。それから、カード自体も創意工夫が凝らされて一定の様式ではございません。そういうことから地域性のあるものでございまして、その内容をコンピュータに入力して集中して保管するといふような必要はございませんし、考えてもおりません。
○久保田真苗君 必要はないし考えてもいない、将来とも電算機に載せるつもりはない、こういうことでよろしいのですか。

きいたと思っております。
それから、情報の件数についてかなり差があるのではないかと、このようなお話がございまして、犯罪捜査に関する情報の中には車両に関するものがございまして、これが相当量ございまして、その旨御理解をお願いいたします。
○久保田真苗君 犯罪捜査に関する情報量というのは、どのくらいの情報量がありますか、二千万件くらいですか。
○説明員(菅沼清高君) お答えいたします。犯罪捜査に関する情報の総数については、犯罪捜査というものの性質上、具体的にお答えすることについては御容赦をお願いしたい、このように考えております。
○久保田真苗君 犯罪の予防に関するファイルというのはあるんですか。
○説明員(横尾敏夫君) 現在、警察庁で保有しておりますのは、家人に係る個人情報ファイル、それから銃砲に関する個人情報ファイルでございます。
○久保田真苗君 犯罪予防に関するファイルというのはその二つということなんですか。
先ほどから伺っていましたが巡回連絡によって得た情報はもちろん個人情報です。これは電算機処理されるものなのかそうでないのか。
○説明員(西山正樹君) 巡回連絡で得ました情報といいますが、それにつきましては、巡回連絡カードに記載するわけですが、このカードはそれぞれ自己の派出所、駐在所で保管いたしまして、その派出所、駐在所で勤務する警察官が自己の活動に活用するといふものでございます。それから、カード自体も創意工夫が凝らされて一定の様式ではございません。そういうことから地域性のあるものでございまして、その内容をコンピュータに入力して集中して保管するといふような必要はございませんし、考えてもおりません。
○久保田真苗君 必要はないし考えてもいない、将来とも電算機に載せるつもりはない、こういうことでよろしいのですか。

きいたと思っております。
それから、情報の件数についてかなり差があるのではないかと、このようなお話がございまして、犯罪捜査に関する情報の中には車両に関するものがございまして、これが相当量ございまして、その旨御理解をお願いいたします。
○久保田真苗君 犯罪捜査に関する情報量というのは、どのくらいの情報量がありますか、二千万件くらいですか。
○説明員(菅沼清高君) お答えいたします。犯罪捜査に関する情報の総数については、犯罪捜査というものの性質上、具体的にお答えすることについては御容赦をお願いしたい、このように考えております。
○久保田真苗君 犯罪の予防に関するファイルというのはあるんですか。
○説明員(横尾敏夫君) 現在、警察庁で保有しておりますのは、家人に係る個人情報ファイル、それから銃砲に関する個人情報ファイルでございます。
○久保田真苗君 犯罪予防に関するファイルというのはその二つということなんですか。
先ほどから伺っていましたが巡回連絡によって得た情報はもちろん個人情報です。これは電算機処理されるものなのかそうでないのか。
○説明員(西山正樹君) 巡回連絡で得ました情報といいますが、それにつきましては、巡回連絡カードに記載するわけですが、このカードはそれぞれ自己の派出所、駐在所で保管いたしまして、その派出所、駐在所で勤務する警察官が自己の活動に活用するといふものでございます。それから、カード自体も創意工夫が凝らされて一定の様式ではございません。そういうことから地域性のあるものでございまして、その内容をコンピュータに入力して集中して保管するといふような必要はございませんし、考えてもおりません。
○久保田真苗君 必要はないし考えてもいない、将来とも電算機に載せるつもりはない、こういうことでよろしいのですか。

きいたと思っております。
それから、情報の件数についてかなり差があるのではないかと、このようなお話がございまして、犯罪捜査に関する情報の中には車両に関するものがございまして、これが相当量ございまして、その旨御理解をお願いいたします。
○久保田真苗君 犯罪捜査に関する情報量というのは、どのくらいの情報量がありますか、二千万件くらいですか。
○説明員(菅沼清高君) お答えいたします。犯罪捜査に関する情報の総数については、犯罪捜査というものの性質上、具体的にお答えすることについては御容赦をお願いしたい、このように考えております。
○久保田真苗君 犯罪の予防に関するファイルというのはあるんですか。
○説明員(横尾敏夫君) 現在、警察庁で保有しておりますのは、家人に係る個人情報ファイル、それから銃砲に関する個人情報ファイルでございます。
○久保田真苗君 犯罪予防に関するファイルというのはその二つということなんですか。
先ほどから伺っていましたが巡回連絡によって得た情報はもちろん個人情報です。これは電算機処理されるものなのかそうでないのか。
○説明員(西山正樹君) 巡回連絡で得ました情報といいますが、それにつきましては、巡回連絡カードに記載するわけですが、このカードはそれぞれ自己の派出所、駐在所で保管いたしまして、その派出所、駐在所で勤務する警察官が自己の活動に活用するといふものでございます。それから、カード自体も創意工夫が凝らされて一定の様式ではございません。そういうことから地域性のあるものでございまして、その内容をコンピュータに入力して集中して保管するといふような必要はございませんし、考えてもおりません。
○久保田真苗君 必要はないし考えてもいない、将来とも電算機に載せるつもりはない、こういうことでよろしいのですか。

きいたと思っております。
それから、情報の件数についてかなり差があるのではないかと、このようなお話がございまして、犯罪捜査に関する情報の中には車両に関するものがございまして、これが相当量ございまして、その旨御理解をお願いいたします。
○久保田真苗君 犯罪捜査に関する情報量というのは、どのくらいの情報量がありますか、二千万件くらいですか。
○説明員(菅沼清高君) お答えいたします。犯罪捜査に関する情報の総数については、犯罪捜査というものの性質上、具体的にお答えすることについては御容赦をお願いしたい、このように考えております。
○久保田真苗君 犯罪の予防に関するファイルというのはあるんですか。
○説明員(横尾敏夫君) 現在、警察庁で保有しておりますのは、家人に係る個人情報ファイル、それから銃砲に関する個人情報ファイルでございます。
○久保田真苗君 犯罪予防に関するファイルというのはその二つということなんですか。
先ほどから伺っていましたが巡回連絡によって得た情報はもちろん個人情報です。これは電算機処理されるものなのかそうでないのか。
○説明員(西山正樹君) 巡回連絡で得ました情報といいますが、それにつきましては、巡回連絡カードに記載するわけですが、このカードはそれぞれ自己の派出所、駐在所で保管いたしまして、その派出所、駐在所で勤務する警察官が自己の活動に活用するといふものでございます。それから、カード自体も創意工夫が凝らされて一定の様式ではございません。そういうことから地域性のあるものでございまして、その内容をコンピュータに入力して集中して保管するといふような必要はございませんし、考えてもおりません。
○久保田真苗君 必要はないし考えてもいない、将来とも電算機に載せるつもりはない、こういうことでよろしいのですか。

きいたと思っております。
それから、情報の件数についてかなり差があるのではないかと、このようなお話がございまして、犯罪捜査に関する情報の中には車両に関するものがございまして、これが相当量ございまして、その旨御理解をお願いいたします。
○久保田真苗君 犯罪捜査に関する情報量というのは、どのくらいの情報量がありますか、二千万件くらいですか。
○説明員(菅沼清高君) お答えいたします。犯罪捜査に関する情報の総数については、犯罪捜査というものの性質上、具体的にお答えすることについては御容赦をお願いしたい、このように考えております。
○久保田真苗君 犯罪の予防に関するファイルというのはあるんですか。
○説明員(横尾敏夫君) 現在、警察庁で保有しておりますのは、家人に係る個人情報ファイル、それから銃砲に関する個人情報ファイルでございます。
○久保田真苗君 犯罪予防に関するファイルというのはその二つということなんですか。
先ほどから伺っていましたが巡回連絡によって得た情報はもちろん個人情報です。これは電算機処理されるものなのかそうでないのか。
○説明員(西山正樹君) 巡回連絡で得ました情報といいますが、それにつきましては、巡回連絡カードに記載するわけですが、このカードはそれぞれ自己の派出所、駐在所で保管いたしまして、その派出所、駐在所で勤務する警察官が自己の活動に活用するといふものでございます。それから、カード自体も創意工夫が凝らされて一定の様式ではございません。そういうことから地域性のあるものでございまして、その内容をコンピュータに入力して集中して保管するといふような必要はございませんし、考えてもおりません。
○久保田真苗君 必要はないし考えてもいない、将来とも電算機に載せるつもりはない、こういうことでよろしいのですか。

○説明員(西山正樹君) 私の考えとしてはそうでございます。
○久保田真苗君 そうしますと、マニユアル情報

マニユアル情報は本法律では保護の対象にならないんですね。ですから、この間及川委員が指摘されたように、輿信所等へ流されるというふうなことがあったら、これはゆゆしい問題なんです。この場合、一体どういうふうな場合に規制できるのか。総務庁長官、こういう場合はどうなるんでしよう。これは地方公務員法による処罰の対象となるのか。その辺の歯どめはどういうことになりましてしようか。

○国務大臣(高島修君) マニユアル情報につきましては、当然のことながら公務員には法令遵守義務ないし職務上知り得た秘密をみだりに漏らしてはならないという守秘義務があるわけでございまして、それらによって規制をされ、違反があった場合には処罰をされるというふうな考えでございまして。

○久保田真苗君 マニユアル情報というのはこの場合抜きしているんですが、実はそのマニユアル情報がこの場合には非常に膨大なんですね。日本には約三千七百万軒の世帯があります。そしてそれぞれの警察でもってこういうカードとして集められているものは恐らく個人個人の件数にしてみれば全住民をカバーしている、そういう形になるわけですね。そういうものについて、ただ電算機じゃないんだから保護をする必要がないと言われている、私なんかどうもびんとこない。むしろばらばらにあって、そういう形で存在しているものの方がいろいろな形で漏えいし利用されやすい条件にあるんじゃないかというのを思うんです。つまり、マニユアル情報も保護しなければならぬのではないか、立法によって規制しなければならぬのではないか、それがなければちょっと無責任になるんじゃないかと思えますけれども、御所見はいかがですか。

○国務大臣(高島修君) マニユアル情報につきましては、国によりましてはそうしたものを含めて

規制の対象にしているところもございしますが、一方また、OECDの勧告などにおきましても、どうしてもマニユアル情報を入れなければならぬというわけではなくて、電算処理したものに限りてもよろしいというふうなことを言っておるわけでありまして。

その理由といたしましては、電算処理されたものについては、その性質上、オンライン化されたりあるいはまた検索が容易であるというふうないろいろな電算処理の特殊性に着目をして電算処理をまずもって規制すべきであるという考えに立っておると思っております。

それに対してマニユアル処理されたものにつきましては、これは日本の場合特にそうでありましても、役所のいわゆる縦割り行政の中で他に流出するという可能性はほとんどないのではないかと、そういうふうな判断をいたしましたし、それからまた、マニユアル情報そのものをどこまで線を引くかということもなかなか難しいことでありまして、これはイギリスなどでもそうでありまして、行政の実効性を確保するという観点からマニユアル情報については除外をしておるというふうにおきまして今日までマニユアル情報についても対象にすべきではないかという重々重々の御議論もございまして、私もといたしましては将来にそうした面についても検討を進めてまいりたいというふうな考えはしております。

○久保田真苗君 マニユアル情報といいますが、これだけ膨大な数になりまして、しかも縦割り行政だから他の官庁に出る出ないというふうな問題よりも、やっぱり地元の警察というものは地元の人々とか輿信所とかその他いろんな人たちと非常に密接なかわりを持っていますし、大変恐縮なんですけれども近ごろ警察の不祥事というものが次々出てまいりますと、やっぱりこれは目を光らして早いとこマニユアル情報を、特に膨大なものについてはこれを抑えるというのをやっていただかないと思っております。省庁とい

うものは、特に自分のところを規制するというところは自分の座ったいすを持ち上げるようなものでできませんから、やっぱりこれは今回非常に残念なところだと思っております。

少し技術的なことにもなるんですけども、これは五十二年一月二十九日「事務次官等会議合合わせ」で電子計算機処理データ保護管理準則というのがあります。この法律案提出の有無にかかわらず、今まで個人情報を含めていろいろな情報が電算機で処理され、その数も年々末広がりに広がっているという実態があるわけですね。

で、この準則というふうなものを決めてやっつけようというふうな決意を、この準則で対象とするデータは、個人、法人等に関するデータのうち外部に知られることを適当としないもの」というふうな書き方がしてあるんです。つまり、現在やっつけようという申し合わせでは、外部に知られることが適当でない個人情報というのとはどういふものなのか、それは簡単に言えませんが、無理だと思えますけれども、どういふポイントなのか、ちょっと説明していただけますか。

○政府委員(重富吉之助君) 現在、「外部に知られることを適当としないもの」といいますのは、大きいものとしては個人情報データがございまして、それからそのほかに、例えば公共事業の入札価格、そういうものが外部に知られては困るという情報でございまして。

○久保田真苗君 この準則に従って保護管理者とか保護担当者とかというふうなものを指定することになっていきます。この外部に知られることを適当としないかどうか、そういう判断はだれが実際にするんでしようか。保護管理者なのか、保護担当者なのか。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。保護管理準則において各機関に置かれますデータ保護管理者の判断によるものでございます。

○久保田真苗君 つまりこの通達というところの保護管理者ですね。

この一つ一つの情報は非常に当たり前の情報のように見えるんですけど、だから外部に知れても構わななさうだというふうに見えるんですけど、そういうときにその個人のいろんなものが全部透けて見えてくるというふうな効果があるんですね。

現在の対応ではそれを個別の保護管理者が判断していく、要するに役所側の判断でこれをやっつけようというふうなことなんですけれども、現在の対応でそういう集合された情報から人のプライバシーが見えるという点は、それは防ぐことができていっているのかでございませぬか。

○政府委員(百崎英君) 御質問の趣旨を必ずしも的確に受けとめていないかもしれませんが、現時点では現在各省庁におきましてそれぞれの行政目的の達成に必要な範囲内で個人情報電算処理しておりますので特段の問題はなかつたかと思えますが、ただ、幾つかの情報がおそろしいかと思いたすように集積されて、いわば個人に関する虚像のようなものが形成されて不測の不利益を受けるというおそれはないかと思いたすません。

したがって、そういうこともございまして、今回こういう法律案を出しまして、一つは各行政機関が保有する個人情報ファイルの制限を設けるとかあるいは他の機関に対する個人情報の利用、提供の制限を設ける、そういうようなことを考えたわけでございまして。

○久保田真苗君 情報がたくさん集められた場合その個人のプライバシーがそっくり浮き彫りになってくるという点では、この法律案で実施しても全く同じな点かどうか。そういう点では、現在よりも法律案ができるはずとされているというふうにお考えですか。

○政府委員(百崎英君) 現在のところは法律による規制は非常に特殊な場合を除いて全くございませぬけれども、今回の法律がございましてことによつて各行政機関としては所掌事務の範囲内で必要

なファイルしか保有できない、そういうことになりまして、ある意味では野放しになっております個人情報等々がそういう規定の効力によりまして各行政機関それぞれ自主的に判断されて不要なものも廃棄されるというふうなことになるかと思ひます。

それからまた、個人情報ファイルを一定の場合以外には他の機関等に利用、提供してはならない、そういうような規定が設けられますのでそれなりの制限が課せられる、そういうふうなメリットがあるものと考へております。

○久保田真苗君 端末機の問題なんです、端末機は管理責任者を指定していません。取り扱いは管理責任者の指示または承認を受けた者のみが扱うということになっておるんです。これからも同じだと思ひますので、現在の端末機の取扱人数というのは相当の数に上るんじゃないかと思ひますが、人数が多くなればなるほど情報の流出の可能性は高くなるわけなんです。

政府全体で一体どの程度の端末機取扱者がいるんでしょうか。

○政府委員(重富吉之助君) データ端末機の取扱者につきましては、かなりオフィスオートメーション等が普及しておりますが、現在私どもの方がお使用になつておると思ひますが、現在私どもの方で統一した形で把握はいたしていません。

○久保田真苗君 把握は正確にはしていらつしやらないけれども、電算機の数とかそれから情報量とかから考へて一定の推測はできるんじゃないですか。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。

端末の取扱者というふうな形では正確に把握しておりません。オフィスオートメーションが進んでまいりますと、いろいろな業務で必要があれば例えば局長でも課長でも端末の取り扱いを行うということがございますので、そういうのは把握してあります。現段階で私どもが行政情報システム関係者を専断している職員の数把握してあります。

て、SEとかプログラマーとかオペレーターとかパンチャーとか、そういう方々が六千三百三十二人おられます。

○久保田真苗君 六千人余りいらつしやるオペレーター、そしてその上に何層にもある管理者それから保護担当者、保護管理者といったようなこと、そういうピラミッドがあるわけですね。今の時代の一つの特徴というのはい、実は管理する人が管理するだけの知識を持つていないということなんじゃないですか。それは、ある信用金庫の、何と申しますか、お金を三年間も不正にある知り合いの口座に送り込んでいたのがわからなかった。その金額が九億円とかいう数に上つておる。そういうことがわからなかったということもやっぱり今の一つの時代の特徴として十分戒心すべきことだと思ひます。

それで、こういうことについては、一体、例えばしっかりしたマニュアルなりガイドラインなどができるのかどうか。外部への利用とか外部への提供、外部への委託、こういうことがいろいろ行われるんですけれども、これはどうやって担保されますか。今そういうことが漏えいしないというふうな担保はあるんでしょうか。その辺をお聞かせください。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。

先生、先ほどから御指摘でございますデータ保護管理準則には、第三章の第二項第六号で「保護管理者は、データへのアクセスを制限する必要がある場合は、そのための技術的措置の整備を図る」ということが定められておまして、これにつきまして現在いろいろな方がデータにアクセスされておるわけでございますけれども、データへのアクセス制限を行うために、技術的にはパスワードを使用する方法や本人あるいは端末装置の識別コードの設定などの方法でそれを制限しているわけでございますが、現在、各省庁におきましては必要に応じてそれぞれの情報システムにつきましてこれらの方法を単独あるいは複数の形を組

み合わせることによつてデータへのアクセスの制限を行つておるところでございます。

○久保田真苗君 技術的措置は現在で十分とお考えですか。

○政府委員(重富吉之助君) 技術的措置は必ずしも十分でない面があるかと思ひます。

と申しますのは、コンピュータその他の技術の発展が非常に急速でございます、またハッカーとかその他の技術も進んでおるといふふうに考へられますので、私どもとしては、この問題については従前から各省庁と連絡をとりながら検討をしておるところでございます。

○久保田真苗君 各省庁の行政機関内部の間のデータというものはこの法案で見ますとほとんど自由に相互に利用できるというふうな感じを受けるんです。それは相当な理由があると認めるときというふうな留保があるけれども、実際にはその長が判断する。そうかといつて実際には総務庁長官御自身が判断するといふようなことでもないと思ひます。大臣がするわけでもない。そうすると、省の中はかなりツーカーになる、その思わざるを得ないんです。

その点どうですか。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。

先生がおっしゃいましたように、そういう御理解でこの九条の二項の二号を説き見方もあるかと思ひますけれども、私どもは、例えば局あつて省なしというふうな言葉がございますし、各省庁、局なり課なりのセクションナリズムは相当強うございまして、この間の情報といふのは、例えば当該行政を局単位で遂行する、課単位で遂行する際にできるだけ漏れないようにするといふようなことではそこでの流通といふのは余り行われていないというのが実態ではなからうかと考へておるわけでございます。したがしまして、その間で情報を相互に活用する、提供するというふうな場合には「相当の理由のあるとき」ということかなりの歯どめがかかるのではないかと、こんな

ふうに考へております。

○久保田真苗君 お答えいただいていないも同然なんです。利用するときは相当な理由がある。その相当な理由といふのはどういふことですかと伺つておるわけですか。

それともう一つは、現在準則でやつていらつしやるんですけれども、これは、データの外部提供については覚書を取り交わすことになつておるんです。この覚書、これが担保になるなんて私は到底思ひませんけれども、この場合の外部とは何を指すのか。つまり、保護管理者、電算機処理の課室の長と課室以外外部になるんじゃないんですか。その辺の扱いはどうなんですか。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。

この準則の場合の外部と申しますのは当該省庁以外でございます。

○久保田真苗君 当該省庁の中は覚書がなくても自由自在に情報が動き回る、つまり相当な理由でとおっしゃるけれども、それは口でまあまあこれに使うんだからという程度で省庁内には情報が全部動いてしまふ、こういうことにならないでしようか。省といつたつて広いんです。

省には、出先機関もあるし外局もあるしいろいろございます。事実上非常に広範囲に広がつておる。そして集める情報の方も、設置法をよくお使いになるんですが、所掌事務に関連のある情報だから法的に集めたのだとおっしゃる。だけれども、所掌事務といふのは、実際問題として行政は森羅万象ですよ。これは全省庁を集めたらひっかからざるものなしという状態ですね。私は、所掌事務を設置法の所掌事務といふふうには、その範囲で集めることはいんだといふふうには解釈するのはいかに解釈があいまいでひど過ぎると思ひます。だから、法律によってそのデータを利用できるというのは、はっきりと目的を特定されたそういう法律でなければならぬと思ひます。その点、本法の書き方は、所掌事務の範囲でというふうなことは実際には何も特定してないの

と同じだと私は思うんですよ。その点どうですか。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。

準則でなくて御提案申し上げております本法に
関して申し上げますと、第九条の第一項では原則、目的外利用禁止というのを書いておりますが、第二項で「前項の規定にかかわらず、次の四つの場合は利用、提供することができるといことが書いてございまして、「ただし、処理情報をファイル保有目的以外の目的のために利用し、又は提供することによつて、処理情報の本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある」と認められるときは、この限りでない。」という規定をいたしておりますので、先生の御心配は非常に薄らぐのではないかと。

それから、この第九条の四項にこういう規定も置いてあります。「保有機関の長は、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、処理情報のファイル保有目的以外の目的のための保有機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。」という規定も置いてあります、先生の御心配は非常に薄らぐのではないかと、こんなふうに考えております。

○久保田真苗君 今おっしゃった御説明で、現行の準則と比べて懸念は大分薄らぐのだということなんですけれども、じゃ実際問題としてそれは出先機関も含むのか、外局等も含むのかその範囲と、今の準則でやっている省庁の中は寛書なしという状態と今度の法案をやったときとこの省庁の中を動くときにどのようなものが交わされるのか、細かいけれどもその説明をしていただけないことになつてまいりませぬ、現実の担保がなければ。

○政府委員(重富吉之助君) お答え申し上げます。基本的には、行政を執行いたします際には法律に基づいて行政は執行されるわけでございまして

で、御懸念の向きは少ないと思っておりますけれども、私も、本法を施行するに当たって必要という御意見等もございまして、所要のガイドライン等をつつて、そういう御懸念のないように各省庁に對してお示しするとういうようなことをいたしたいと考えております。

○久保田真苗君 ガイドラインのことを伺う時間がなくなつてまいりましたけれども、総務庁長官、本法の施行に關するガイドラインの中身は大體どういうことをポイントにして一体何を押さえるというふうにお考えですか。

○政府委員(百崎英君) ガイドラインもいろいろな種類のものがあるかと考えられますけれども、一つは、個人情報等の安全確保の具体的な措置と、もう一つは、組織とかあるいは管理規定を整備するとかあること、中身としてはいわばデータ管理をする組織とかあるいは管理規定を整備するとかあること、さらには、先ほどお話を聞いております五十一一年の保護管理準則とは似たようなことだろと思はすけれども、もう一つは、アクセスの制限とかあるいは暗号化するとか、いったい技術的な保護措置、それからもう一つは、電算関係の施設あるいは設備の整備等に関する、いわば物理的な保護措置、そういった各方面にわたる安全確保のための具体的な措置を一つはガイドラインで示したい。

それからもう一つは、利用提供に關するガイドラインというふうなことでございまして、先ほどの御質問もございまして、目的外利用提供の場合の相当な理由とかあるいは特別な理由とかいろいろの一体どういう場合なのかといった理由の範囲、あるいは利用提供状況等を記録するとかそういったような、いわばデータの提供に關するガイドライン、そのほかにいろいろ考えられますけれども、例えばデータの正確性を確保するためのガイドライン、そういったようなものをこの法律が施行された際には私どもとしてぜひつくりたいというふうな考えております。

○久保田真苗君 総務庁長官に今ガイドラインを御研究中と思はすのでお願いしておきますけれども、このガイドラインで法律の不備だったところ、それは法律の不備なんだからガイドラインでそれ以上に踏み込める余地は少ないと思はすけれども、しかし実際に具体的にどういう手段方法で国民の権利利益を守っていくことができるかというの、やっぱりガイドラインに相当かかっていませぬ。そこを全く全くごらるだつたらば、何も行わないで、ただただこういうものを集めていんだ、隠していいんだというふうなものだけ

がひとり歩きすると思はす。私は、適法で公正なというその適法は政令とかそれぞれの行政機関の長の判断に相当されるという内容になっていきますから、総務庁としては間違ってもそれが所掌事務にかかるとは森羅万象について何でもいんだというふうなことはこの法の趣旨じゃないと思はす。それから、収集に關して適法公正な集め方をしなさいといふこと、目的を特定してそれ

のみに絞っていくこと、それから国民の開示請求権それから訂正請求権、こういったものが突如に迅速に親切に利益が守られるように行われる、そういう点について全く疑問の余地のないようなそういうマニュアルをつくつていただきたい、そして行政官庁に徹底していただきたい、そういうことを思うわけです。もちろん、この法案がそのまま通ることについては、私どもは先日から申し上げておりますように非常に危懼を持っております。どうぞ私どもの心配が杞憂になるような御対処をお願いしたいと思います。

○國務大臣(高島修君) 今回私どもこの法律をお願いした大前提として、当然のことながら適法かつ公正な手段による収集というものが行政に課せられた責務であるというふうな考えでございまして、そうした趣旨が実現されますように、今までやってまいりましたいろいろな準則なり何なりは全面的に見直しをして新たな政令なりガイドラインなりを設定したいというふうな考えております。

なおまた、いろいろ各方面から寄せられております御意見につきましては、私どももまた今後の検討課題としてこれを十分踏まえまして、今後、適時適切な見直しを行つてまいりたいというふうな考えております。

○委員(大城真順君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後一時八分開会

○委員(大城真順君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

これからの委員会の運営につきまして協議する事項がございまして、暫時休憩いたします。

午後一時九分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕

十一月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、一般職の職員に關する法律及び国家公務員の寒冷地手当に關する法律の一部を改正する法律案

一、特別職の職員に關する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に關する臨時措置法の一部を改正する法律案

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

一般職の職員に關する法律及び国家公務員の寒冷地手当に關する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員に關する法律及び国家公務員の寒冷地手当に關する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員に關する法律及び国家公務員の寒冷地手当に關する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員に關する法律及び国家公務員の寒冷地手当に關する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員に關する法律及び国家公務員の寒冷地手当に關する法律の一部を改正する法律案

正) 第一条 一般職の職員に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のよう

に改正する。

第十条の三第一項第一号中「二十三万九千円」を「二十四万六千円」に改め、同項第二号中「四万三千五百円」を「四万四千五百円」に改める。

第十一条第二項第二号及び第四号中「満十八歳未満の」を「満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改め、同条第三項中「一万五千円」を「一万六千円」に、「一万円」を「一万五百円」に改める。

第十一条の七第二項第一号ロ中「八千五百円」を「一万五千円」に改める。

第十二条第一項中「二万五千八百円」を「二万六千四百円」に改める。

別表第一から別表第九までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(-)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	99,100	121,100	141,000	171,700	187,600	205,400	222,900	241,800	271,500	305,900	349,100
2	102,200	126,800	148,000	179,600	195,800	214,100	231,700	251,000	282,800	318,000	363,700
3	105,500	133,500	155,200	187,500	204,200	222,800	240,600	260,300	294,100	330,100	378,300
4	108,800	140,900	162,400	195,600	212,500	231,500	249,500	269,700	305,400	342,200	393,000
5	112,500	147,500	169,800	203,900	220,900	240,200	258,600	279,400	316,900	354,400	407,600
6	116,700	152,900	177,200	212,100	229,100	248,900	267,700	289,000	328,400	366,600	422,200
7	121,100	158,300	184,300	220,200	237,200	257,600	276,800	298,600	339,900	378,800	436,800
8	125,200	163,400	191,300	228,100	245,100	266,500	286,000	308,200	351,400	391,100	451,300
9	128,900	168,100	197,300	235,700	253,000	275,400	295,200	317,800	362,700	403,200	465,500
10	132,200	172,400	203,100	243,100	260,900	284,500	304,400	327,300	373,800	414,800	479,500
11	135,100	176,600	208,800	250,600	268,700	293,600	313,500	336,800	384,400	424,600	490,300
12	138,100	180,700	214,300	258,200	276,300	302,600	322,400	346,300	394,900	433,900	497,200
13	140,500	184,800	219,800	265,200	283,400	311,500	330,800	355,200	404,000	441,700	503,900
14	142,900	187,900	224,800	272,200	290,500	319,900	338,200	364,000	411,100	448,900	510,200
15	145,300	190,800	229,600	278,300	296,300	327,700	345,000	371,200	418,000	453,500	515,000
16	146,900	193,800	234,300	284,300	301,700	334,000	350,900	377,900	422,700		
17		196,700	238,700	288,700	306,600	339,900	356,100	382,400	427,400		
18		199,400	242,300	292,500	310,600	344,100	360,700	386,600	431,700		
19		201,400	245,700	296,200	314,400	348,200	364,800	390,700			
20			248,300	299,000	317,700	352,200	368,900	394,800			
21			250,900	301,700	320,700	356,100	372,900	398,600			
22			253,400	304,400	323,800	360,000	376,600				
23			255,900	307,100	326,900	363,900					
24			258,300	309,800	329,900	367,500					
25			260,700	312,400	332,900						
26			263,100	315,000	335,700						
27			265,300	317,500							
28			267,500	319,900							
29			269,700								

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

行政職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	88,900	123,600	139,500	157,500	182,000	207,500
2	91,600	128,800	145,500	163,700	188,300	214,200
3	94,400	134,100	151,500	169,800	194,500	220,900
4	97,200	139,500	157,500	175,900	200,800	228,200
5	99,800	145,000	163,600	182,000	207,000	235,600
6	102,900	150,300	169,700	188,100	213,300	243,200
7	106,300	155,600	175,500	193,700	219,400	250,800
8	109,900	160,800	181,200	199,000	224,900	258,400
9	113,800	165,900	187,000	204,300	230,300	266,100
10	118,400	170,900	192,400	209,600	235,700	273,600
11	123,600	175,800	197,400	214,600	241,100	281,200
12	128,800	180,500	202,400	219,500	246,500	288,500
13	134,000	185,100	207,200	224,400	251,800	295,800
14	139,100	189,500	212,000	229,300	257,000	302,200
15	144,000	193,700	216,700	234,100	262,100	308,500
16	148,600	197,500	221,300	239,000	267,100	314,700
17	152,900	201,300	226,000	243,300	271,900	320,900
18	157,100	204,900	230,800	247,300	276,400	326,400
19	160,900	208,500	235,100	250,800	280,600	331,600
20	163,800	211,100	239,200	254,200	284,600	336,100
21	166,700	213,300	242,400	257,300	288,500	340,600
22	169,600	215,600	245,200	260,400	292,100	345,000
23	172,400	217,700	247,600	263,400	294,800	348,400
24	175,000	219,800	250,000	266,200	297,300	
25	177,300	221,900	252,200	268,800	299,700	
26	179,500	224,000	254,500	271,400	302,100	
27	181,600	226,000	256,700	273,800		
28	183,700	228,200	258,900	276,000		
29	185,700	230,200	261,100			
30	187,600	232,100	263,300			
31	189,400		265,300			
32	191,200					

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定め
るものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職務の級	1. 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	113,000	172,800	206,400	242,300	271,500	305,900	349,100
2	117,200	180,600	215,100	251,500	282,800	318,000	363,700
3	121,600	188,500	223,800	260,800	294,100	330,100	378,300
4	127,400	196,800	232,600	270,300	305,400	342,200	393,000
5	134,000	205,100	241,400	279,800	316,900	354,400	407,600
6	141,400	213,300	250,200	289,300	328,400	366,600	422,200
7	148,700	221,500	259,200	298,800	339,900	378,800	436,800
8	156,000	229,700	268,300	308,300	351,400	391,100	451,300
9	163,400	237,600	277,300	317,800	362,700	403,200	465,500
10	170,700	245,400	286,400	327,300	373,800	414,800	479,500
11	178,000	253,300	295,500	336,800	384,400	424,600	490,300
12	185,000	261,100	304,600	346,300	394,900	433,900	497,200
13	192,000	268,800	313,600	355,200	404,000	441,700	503,900
14	197,800	276,300	322,500	364,000	411,100	448,900	510,200
15	203,500	283,400	330,900	371,200	418,000	453,500	515,000
16	209,200	290,000	338,200	377,900	422,700		
17	214,500	295,100	345,000	382,400	427,400		
18	219,900	299,100	349,200	386,600	431,700		
19	224,800	302,900	353,200	390,700			
20	229,600	306,100	357,200	394,800			
21	234,300	309,300	361,200	398,600			
22	238,700	312,000	365,200				
23	242,300	314,700	369,200				
24	245,700	317,300	372,800				
25	248,300						

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	109,900	137,200	162,100	195,900	213,200	231,400	248,800	267,600	296,200	328,600	363,800
2	114,100	144,000	169,600	204,500	221,800	240,000	258,200	277,100	305,800	340,100	375,500
3	118,600	150,900	177,300	213,100	230,400	248,700	267,600	286,700	315,700	351,700	387,100
4	123,600	158,600	184,800	221,600	239,000	258,100	277,100	296,200	325,500	362,800	398,800
5	128,900	164,500	192,000	230,100	247,500	267,500	286,500	305,800	335,300	373,900	410,400
6	134,000	169,300	199,100	238,600	256,000	276,900	295,900	315,400	345,100	383,700	422,200
7	138,200	173,800	205,900	246,800	264,400	286,300	305,400	325,000	354,900	393,400	436,800
8	141,100	177,600	211,600	254,700	272,800	295,700	314,900	334,700	364,700	403,000	451,300
9	143,700	181,300	217,100	262,600	281,000	305,100	324,300	344,500	374,400	412,400	465,500
10	146,300	184,900	222,500	270,400	289,000	314,500	333,700	354,300	383,900	421,800	479,500
11	148,300	188,500	227,600	278,100	295,800	323,800	343,100	364,100	393,100	431,200	490,300
12	150,300	191,700	232,700	285,500	302,000	333,100	352,600	373,800	402,400	440,500	497,200
13	152,200	194,900	237,100	291,100	308,000	342,400	362,000	383,100	411,600	449,700	503,900
14	153,800	198,000	241,000	295,700	314,000	351,800	369,500	392,300	420,400	457,600	510,200
15		200,100	244,600	300,000	319,400	360,800	376,700	400,600	429,000	462,000	515,000
16			248,000	304,300	324,700	367,300	383,300	408,100	433,500		
17			250,200	307,600	329,400	373,400	388,800	412,500	438,000		
18				310,900	333,300	378,700	393,900	416,700	442,100		
19				313,700	337,100	382,900	398,000	420,900			
20				316,500	340,600	387,000	402,000	425,000			
21				319,000	343,400	390,900	406,000	428,800			
22				321,500		394,800	409,700				
23				323,900		398,600					
24						402,200					

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(-)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	114,600	124,100	140,100	180,100	213,800	231,400	248,800	267,600	296,200	328,600	363,800
2	119,100	128,900	147,900	188,200	222,400	240,000	258,200	277,100	305,800	340,100	375,500
3	123,900	133,700	155,900	196,600	231,000	248,700	267,600	286,700	315,700	351,700	387,100
4	128,700	139,800	163,900	205,100	239,500	258,100	277,100	296,200	325,500	362,800	398,800
5	133,500	147,400	172,000	213,700	248,000	267,500	286,500	305,800	335,300	373,900	410,400
6	139,300	155,200	179,600	222,300	256,400	276,900	295,900	315,400	345,100	383,700	422,200
7	146,600	162,800	187,000	230,800	264,800	286,300	305,400	325,000	354,900	393,400	436,800
8	154,100	170,300	194,400	239,200	273,300	295,700	314,900	334,700	364,700	403,000	451,300
9	161,400	177,400	202,000	247,600	281,500	305,100	324,300	344,500	374,400	412,400	465,500
10	168,900	184,400	209,600	255,600	289,600	314,500	333,700	354,300	383,900	421,800	479,500
11	175,800	191,500	217,000	263,500	297,700	323,800	343,100	364,100	393,100	431,200	490,300
12	182,800	198,600	224,500	271,300	305,600	333,100	352,600	373,800	402,400	440,500	497,200
13	189,800	205,900	231,900	278,900	313,400	342,400	362,000	383,100	411,600	449,700	503,900
14	196,900	213,200	239,000	286,400	321,200	351,800	369,500	392,300	420,400	457,600	510,200
15	203,900	220,500	246,200	293,900	329,000	360,800	376,700	400,600	429,000	462,000	515,000
16	211,000	227,700	253,500	301,200	336,500	367,300	383,300	408,100	433,500		
17	217,700	234,300	260,700	308,200	343,600	373,400	388,800	412,500	438,000		
18	223,900	240,900	268,100	315,500	350,000	378,700	393,900	416,700	442,100		
19	229,900	247,400	275,600	322,400	355,800	382,900	398,000	420,900			
20	236,000	254,000	283,100	328,800	360,100	387,000	402,000	425,000			
21	242,000	260,400	290,400	335,200	363,700	390,900	406,000	428,800			
22	248,000	266,900	297,500	341,600	367,400	394,800	409,700				
23	254,200	273,400	304,700	347,300	370,900	398,600					
24	260,200	279,900	311,600	351,100	374,300	402,200					
25	266,200	286,200	318,000	354,400	377,700						
26	272,000	292,400	324,400	357,700	380,900						
27	277,500	298,300	330,800	361,000							
28	282,900	304,200	336,400	364,200							
29	287,100	309,400	340,200	367,400							
30	291,200	314,100	343,500	370,400							
31	295,400	318,800	346,800								
32	299,500	321,900	350,000								
33	302,100	324,900	353,200								
34		327,900	356,300								
35		330,900	359,200								
36		333,600									

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

公安職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	109,900	137,200	162,100	195,900	213,200	231,400	248,800	267,600	296,200	328,600	363,800
2	114,100	144,000	169,600	204,500	221,800	240,000	258,200	277,100	305,800	340,100	375,500
3	118,800	150,900	177,300	213,100	230,400	248,700	267,600	286,700	315,700	351,700	387,100
4	124,200	158,600	184,800	221,600	239,000	258,100	277,100	296,200	325,500	362,800	398,800
5	129,800	164,500	192,000	230,100	247,500	267,500	286,500	305,800	335,300	373,900	410,400
6	135,500	170,100	199,100	238,600	256,000	276,900	295,900	315,400	345,100	383,700	422,200
7	140,400	175,600	205,900	246,800	264,400	286,300	305,400	325,000	354,900	393,400	436,800
8	145,100	180,900	212,100	254,700	272,800	295,700	314,900	334,700	364,700	403,000	451,300
9	149,400	186,000	218,300	262,600	281,000	305,100	324,300	344,500	374,400	412,400	465,500
10	153,400	190,800	224,300	270,400	289,000	314,500	333,700	354,300	383,900	421,800	479,500
11	157,400	195,600	230,100	278,100	296,400	323,800	343,100	364,100	393,100	431,200	490,300
12	161,500	200,400	235,500	285,500	303,200	333,100	352,600	373,800	402,400	440,500	497,200
13	165,600	205,200	240,900	292,000	310,000	342,400	362,000	383,100	411,600	449,700	503,900
14	169,400	210,000	246,300	297,500	316,500	351,800	369,500	392,300	420,400	457,600	510,200
15	173,300	214,300	251,700	302,700	321,900	360,800	376,700	400,600	429,000	462,000	515,000
16	176,900	218,400	256,300	307,600	327,400	367,300	383,300	408,100	433,500		
17	180,300	222,000	260,900	311,400	332,200	373,400	388,800	412,500	438,000		
18	183,300	225,600	265,100	314,700	336,100	378,700	393,900	416,700	442,100		
19	186,200	227,700	268,600	317,600	340,100	382,900	398,000	420,900			
20	189,000		271,100	320,300	343,700	387,000	402,000	425,000			
21	191,000		273,600	322,900	346,800	390,900	406,000	428,800			
22			276,100	325,500	349,600	394,800	409,700				
23			278,600	328,000		398,600					
24			281,000	330,400		402,200					
25			283,400								
26			285,600								

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(-)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 117,000	円 151,400	円 195,000	円 235,100	円 266,400	円 299,500	円 375,000
2	122,600	159,100	204,200	245,500	277,000	311,800	387,700
3	129,500	167,600	213,700	255,900	287,500	324,100	400,300
4	136,400	176,100	223,200	266,300	297,900	336,400	412,600
5	143,400	184,500	232,700	276,500	308,100	348,500	424,800
6	150,600	192,500	241,900	286,500	318,200	360,300	436,800
7	157,200	199,700	250,800	296,400	328,000	372,000	448,800
8	163,900	206,800	259,400	305,700	337,700	383,600	459,500
9	170,500	214,000	267,500	314,600	347,000	395,000	469,500
10	176,500	220,900	275,300	323,100	356,200	405,500	477,800
11	180,900	227,200	283,000	331,500	365,400	415,700	485,800
12	185,000	232,800	290,300	339,900	374,200	425,800	493,500
13	188,900	238,500	297,600	348,100	382,500	435,000	500,100
14	192,800	244,100	304,700	356,300	390,800	443,100	506,000
15	196,100	249,200	311,800	363,800	397,700	450,500	510,600
16	199,300	253,900	318,800	371,000	403,600	457,400	
17	202,500	258,700	325,400	378,200	409,200	463,700	
18	205,800	262,000	331,600	383,500	414,300	468,300	
19	207,900		335,300	387,800	419,400	472,800	
20			339,100	392,100	424,100	477,100	
21			342,800	396,300	428,300	481,200	
22			346,400	400,300	432,200		
23			349,800	404,200			
24			353,200	408,100			
25				411,800			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(-)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	101,300	124,400	153,100	179,600	209,200	238,500
2	103,900	129,500	159,300	186,800	216,600	245,900
3	106,800	135,200	165,700	194,100	224,100	253,300
4	110,500	141,200	172,400	201,600	231,100	260,600
5	114,700	146,800	179,500	209,000	237,600	268,200
6	119,100	152,700	186,700	216,300	243,800	276,000
7	124,100	158,600	194,000	223,300	249,900	283,800
8	129,200	164,400	201,400	229,400	255,700	291,600
9	134,400	170,500	208,700	235,300	261,500	299,400
10	140,400	176,700	215,900	241,100	267,200	307,200
11	146,000	182,900	222,700	246,800	272,900	315,000
12	151,700	189,000	228,500	252,100	278,700	322,800
13	157,500	194,700	234,200	257,200	284,400	330,600
14	163,000	200,300	239,900	262,200	290,000	337,800
15	168,200	205,900	245,200	267,000	295,500	344,300
16	173,300	211,300	250,300	271,500	300,700	350,800
17	178,200	216,500	254,900	275,600	305,300	357,000
18	183,100	221,400	259,600	279,500	309,600	362,700
19	187,800	226,200	264,000	283,300	312,900	368,300
20	191,900	230,500	267,900	286,700	316,200	373,400
21	194,900	234,100	271,200	289,900	319,400	378,100
22	197,700	237,400	274,200	292,900	322,600	382,800
23	199,700	240,300	277,100	295,600	325,700	386,500
24		242,900	279,600	298,200	328,800	
25		245,300	282,000	300,800	331,700	
26		247,600	284,400	303,300	334,600	
27		249,900	286,800			
28		252,000	289,200			
29			291,500			
30			293,700			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(-)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	116,600	143,200	195,900	228,200	292,500
2	121,700	151,800	204,700	238,300	303,400
3	127,100	160,300	213,700	248,500	314,500
4	133,900	169,100	222,900	258,700	325,600
5	140,800	178,000	232,200	269,000	336,700
6	148,100	187,000	241,600	279,300	348,000
7	155,500	195,800	251,100	289,600	359,300
8	163,300	204,600	260,500	299,700	370,600
9	171,600	213,500	269,900	309,900	381,800
10	179,900	222,300	279,300	319,900	393,000
11	188,200	231,000	288,300	329,400	404,200
12	196,100	239,500	297,200	338,100	415,400
13	203,400	247,900	306,000	346,600	426,600
14	210,500	255,200	314,800	355,000	437,900
15	217,000	262,500	323,400	363,100	449,200
16	223,500	269,000	331,600	371,200	460,200
17	229,600	275,300	339,700	379,000	469,900
18	235,600	281,600	347,500	386,900	479,600
19	241,500	287,700	355,300	394,400	489,100
20	247,100	293,800	363,100	401,300	498,000
21	252,600	299,800	370,500	408,200	506,100
22	258,000	305,700	377,900	414,900	512,300
23	263,100	311,300	384,500	420,900	517,500
24	268,100	316,900	390,600	426,900	522,300
25	272,000	322,500	394,900	432,200	
26	275,900	327,100	398,400	436,000	
27	279,600	330,900	401,900	439,800	
28	283,100	334,300	405,400	443,300	
29	285,700	337,600	408,600		
30	288,300	340,900			
31	290,900	344,100			
32	293,400	347,300			
33	295,900	350,400			
34	298,300	353,400			
35	300,700				

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	108,100	134,600	250,500	339,700
2	111,900	142,200	259,700	349,300
3	116,500	149,800	268,800	359,000
4	121,200	157,300	277,900	368,700
5	126,600	164,800	286,900	378,300
6	132,800	172,500	296,000	388,000
7	139,500	180,100	305,100	397,600
8	146,500	187,800	314,200	407,100
9	153,700	195,300	323,400	416,600
10	161,100	202,900	332,600	426,100
11	168,300	210,900	341,700	435,300
12	175,500	219,700	350,900	443,900
13	182,700	228,700	359,700	451,700
14	189,900	237,600	368,400	459,400
15	197,000	246,500	377,000	464,000
16	204,100	255,300	385,500	
17	211,100	264,100	394,000	
18	218,100	272,800	402,500	
19	225,000	281,500	411,000	
20	231,200	290,200	418,600	
21	237,300	298,800	425,900	
22	243,000	307,300	433,100	
23	248,700	315,900	440,100	
24	254,200	324,600	444,300	
25	259,600	332,500		
26	264,800	340,100		
27	269,900	347,600		
28	274,800	355,200		
29	279,500	362,600		
30	283,000	369,100		
31	286,500	375,300		
32	289,900	380,600		
33	293,000	385,300		
34	295,500	389,900		
35	297,900	394,500		
36	300,200	397,500		
37	302,600			
38	304,900			
39	307,100			
40	309,300			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(白)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	108,100	116,500	213,800	336,000
2	111,900	122,300	223,000	344,600
3	116,500	128,300	232,200	353,300
4	121,200	134,600	241,400	361,800
5	126,600	142,200	250,500	370,400
6	132,800	149,800	259,700	378,900
7	139,500	157,300	268,800	387,500
8	146,500	164,800	277,900	395,800
9	153,600	172,500	286,900	403,300
10	160,900	180,100	295,900	410,800
11	167,800	187,800	304,800	417,500
12	174,700	195,300	313,000	424,300
13	181,300	202,900	321,200	429,800
14	187,900	210,900	329,300	435,100
15	194,200	219,700	337,400	439,200
16	200,400	228,700	345,300	
17	206,500	237,600	353,100	
18	212,400	246,500	361,000	
19	218,200	255,300	368,800	
20	223,700	264,100	376,400	
21	228,900	272,800	383,500	
22	233,900	281,400	390,000	
23	238,600	290,000	395,900	
24	243,000	298,500	400,900	
25	246,600	306,300	405,000	
26	250,100	313,900	408,300	
27	253,200	321,400	411,600	
28	255,900	328,600	414,600	
29	258,500	335,400		
30	260,800	341,900		
31	263,100	348,200		
32	265,400	354,300		
33	267,500	359,900		
34		365,400		
35		370,200		
36		374,400		
37		378,400		
38		382,400		
39		385,000		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表四

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	121,100	152,900	195,900	248,500	381,700
2	128,200	160,900	204,700	258,700	392,900
3	135,700	169,400	213,700	269,000	404,100
4	143,200	178,200	222,900	279,300	415,300
5	150,900	187,100	232,200	289,600	426,500
6	158,600	195,800	241,600	299,700	437,800
7	166,400	204,600	251,300	309,900	449,100
8	174,500	213,500	261,100	319,900	460,200
9	182,600	222,300	271,300	329,400	469,900
10	190,800	231,100	281,400	338,700	479,600
11	198,500	239,900	291,500	348,000	489,100
12	206,200	249,000	301,600	359,300	498,000
13	213,600	258,100	311,600	370,600	506,100
14	220,600	267,200	321,100	381,800	512,400
15	227,500	276,100	330,200	393,000	517,600
16	234,100	285,000	339,100	404,200	522,400
17	240,500	293,400	347,800	415,400	
18	246,700	301,500	356,400	426,600	
19	252,600	309,400	364,600	437,900	
20	258,300	317,400	372,500	447,700	
21	263,600	325,300	380,100	454,400	
22	268,900	333,100	387,800	460,800	
23	274,100	340,900	394,700	467,000	
24	278,800	348,500	401,500	473,300	
25	283,200	355,900	408,000	478,700	
26	287,500	363,100	413,400	483,500	
27	290,600	370,100	418,800	487,800	
28	293,800	376,800	422,700		
29	296,900	383,400	426,500		
30	300,000	389,000	430,000		
31	302,900	394,400			
32	305,800	399,700			
33		403,300			
34		406,900			
35		410,200			

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	99,200	126,400	203,100	241,600	281,200
2	102,300	133,600	212,700	251,300	292,500
3	105,600	141,700	222,300	261,000	303,800
4	109,000	149,700	231,900	270,800	315,500
5	113,000	157,900	241,500	280,500	327,300
6	118,100	166,100	251,100	290,200	339,800
7	123,400	174,300	260,500	299,600	352,300
8	128,900	182,600	269,900	309,000	365,000
9	135,800	190,800	279,300	318,100	377,600
10	142,900	199,000	288,400	326,900	390,100
11	150,400	207,100	296,600	335,700	402,600
12	158,000	215,200	304,600	344,500	415,000
13	165,500	223,000	312,300	353,100	427,200
14	173,000	230,500	319,100	361,700	439,400
15	180,400	237,900	325,500	370,200	451,500
16	187,800	245,300	331,900	378,700	463,400
17	194,900	252,000	338,100	387,200	475,300
18	201,900	258,600	344,200	395,700	485,500
19	207,700	265,200	350,200	404,000	493,100
20	213,400	271,800	355,800	411,100	499,600
21	219,000	278,200	361,200	418,000	505,200
22	224,500	284,600	366,200	422,900	510,800
23	229,800	290,900	370,800	427,700	515,000
24	235,000	296,000	374,900	431,700	
25	239,900	300,900	378,600		
26	243,800	304,700	382,400		
27	247,500	308,200	385,900		
28	250,400	311,700			
29	253,300	315,200			
30	256,000	318,700			
31	258,700	321,900			
32	261,200				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(-)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	173,200	238,300	272,900	354,600
2	182,900	249,700	284,600	366,200
3	193,000	261,300	296,300	377,600
4	204,300	272,900	308,000	389,000
5	215,700	284,500	319,600	400,400
6	227,000	296,100	331,200	411,500
7	238,300	307,600	342,900	422,300
8	249,500	319,100	354,600	432,800
9	260,500	330,500	366,100	443,200
10	271,300	341,900	377,500	453,600
11	280,400	351,800	388,900	463,900
12	289,100	361,300	399,500	474,200
13	297,600	370,500	410,000	484,500
14	306,100	379,500	420,300	494,800
15	314,500	388,300	430,500	503,900
16	322,900	397,100	440,200	512,400
17	331,200	405,900	449,800	520,300
18	338,500	414,700	459,400	526,600
19	343,400	421,500	469,000	531,900
20	348,200	428,000	476,100	536,700
21	351,300	434,000	483,200	
22		438,300	488,000	
23		442,400	492,600	
24		446,400	497,200	
25		450,300	501,900	
26		454,000	506,200	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	102,300	125,200	158,700	181,300	214,100	251,000	281,400	341,700
2	105,700	130,700	166,100	189,100	223,000	260,300	292,900	354,000
3	109,400	137,500	173,600	197,000	232,000	269,700	304,400	366,600
4	114,000	144,200	181,200	205,000	241,000	279,400	316,100	379,300
5	118,600	151,000	188,900	213,100	250,000	289,000	327,700	392,000
6	123,700	157,800	196,700	221,200	259,100	298,600	339,300	404,700
7	129,200	164,600	204,600	229,500	268,100	308,200	350,900	417,300
8	135,700	171,300	212,500	237,700	277,000	317,800	362,400	429,900
9	142,300	178,300	220,500	245,700	286,000	327,300	373,800	442,300
10	148,200	185,100	228,500	253,700	295,100	336,800	384,400	454,600
11	153,500	191,800	236,200	261,600	304,000	346,300	394,900	462,000
12	158,700	197,700	243,700	269,300	312,700	355,200	404,000	468,600
13	163,700	203,600	251,000	277,000	320,900	364,000	411,100	474,800
14	168,200	209,400	258,400	284,300	328,700	371,200	418,000	480,700
15	172,600	215,000	265,500	291,600	335,100	377,900	424,800	486,200
16	176,800	220,400	272,500	297,500	341,400	382,400	429,400	490,700
17	180,900	225,500	279,000	303,000	346,900	386,600	433,700	
18	185,000	230,300	285,300	308,400	351,900	390,700		
19	188,100	235,000	290,000	312,400	356,000	394,800		
20	191,000	239,400	294,100	316,300	360,000	398,600		
21	193,800	242,800	297,900	319,800	363,900			
22	196,000	245,500	300,900	323,300	367,800			
23	198,000	248,000	303,600	326,400	371,400			
24		250,300	306,300	329,300				
25		252,700	308,900	332,100				
26		254,900	311,500					
27			314,000					
28			316,400					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	107,200	123,200	164,800	185,100	214,600	246,000
2	111,100	129,000	171,100	192,100	222,400	254,600
3	115,200	134,600	178,100	199,100	230,200	263,400
4	119,200	140,700	185,000	206,100	237,900	272,500
5	123,200	146,700	191,900	213,100	245,600	281,800
6	129,000	152,600	198,700	220,200	253,100	291,100
7	134,500	158,600	205,600	227,300	260,600	300,300
8	140,500	164,600	212,300	234,400	268,000	309,600
9	146,500	170,400	219,200	241,500	275,300	318,900
10	152,200	176,400	225,900	248,500	282,500	328,200
11	158,000	182,300	232,700	255,400	289,700	337,500
12	163,700	188,100	239,400	262,300	297,000	346,600
13	169,100	193,800	246,100	269,100	304,300	355,700
14	174,500	199,400	252,900	275,900	311,500	364,400
15	179,800	204,900	259,600	282,600	318,900	373,000
16	185,100	210,400	266,200	289,100	326,100	380,900
17	190,100	215,800	272,600	295,600	333,100	388,700
18	195,100	221,000	278,900	302,000	339,200	395,900
19	200,000	226,200	285,100	308,500	344,000	402,300
20	204,900	231,500	291,200	314,000	348,500	406,600
21	209,600	236,700	297,300	319,200	352,900	410,600
22	214,100	241,700	303,000	324,200	356,500	414,300
23	218,500	246,900	307,900	328,000	360,000	
24	222,400	252,000	312,400	331,700	362,700	
25	226,000	257,100	316,800	335,000		
26	229,400	262,100	320,100	338,000		
27	232,700	266,600	323,400	340,900		
28	235,800	270,700	326,100	343,500		
29	238,300	274,800	328,800			
30	240,800	277,400	331,500			
31	243,200	280,000	334,000			
32	245,500	282,500				
33	247,700	285,000				
34	249,900	287,400				
35		289,800				

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 指定職俸給表(第六条関係)

号	俸	俸 給 月 額
1		円 479,000
2		529,000
3		589,000
4		652,000
5		702,000
6		755,000
7		820,000
8		885,000
9		948,000
10		1,009,000
11		1,069,000
12		1,091,000

備考 この表は、事務次官、外局長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第一条 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「二万六千四百円」を「二万八千七百円」に改める。
(国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部)

第二条 第一条の表中

甲	地	六六、五〇〇円	四四、三〇〇円	一一、二〇〇円
	乙	五一、六〇〇円	三四、四〇〇円	一七、二〇〇円
乙	地	三一、六〇〇円	一五、七〇〇円	一一、九〇〇円
	丙	一五、七〇〇円	一一、九〇〇円	
丙	地	三一、六〇〇円	一五、七〇〇円	一一、九〇〇円
	丙	一五、七〇〇円	一一、九〇〇円	

に改め、同条第二項中

改正) 第三条 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二三〇号)の一部を次のように改正する。

「二万六千五百円」を「二万六千五百円」に、「二万七千四百円」を「二万七千円」に、「八千七百円」を「五千五百円」に改める。

附則

- この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - 第一条の規定(一般職の職員の給与等に関する法律(以下「給与法」という。))第十一条第二項第二号及び第四号の改正規定を除く。次項及び附則第四項において同じ。及び次項から附則第八項までの規定 公布の日
 - 第一条中給与法第十一条第二項第一号及び第四号の改正規定並びに第三条の規定 昭和六十四年四月一日
 - 第二条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
 - 第一条の規定による改正後の給与法(以下「改正後の給与法」という。))の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。
(最髙号俸等の切替え等)
- 昭和六十三年四月一日(以下「切替日」という。))の前日において職務の級の最髙の号俸又は

最高号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に適用されることとなる期間は、人事院規則で定める。
(切替期間における異動者の号俸等)

4 切替日から第一条の規定の施行の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与法(以下「改正前の給与法」という。))の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。
(切替日前の異動者の号俸等の調整)

- 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与法及びこれに基づき人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。
(給与の内払)
- 改正後の給与法の規定を適用する場合においては、改正前の給与法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与法の規定による給与の内払とみなす。
(人事院規則への委任)
- 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律(第三条の規定を除く。))の施行に關し必要な事項は人事院規則で定める。
- 特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
- 特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律
- 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正(特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
 - 第三条第二項中「百六万五千円」を「百九万七千円」に改め、同条第三項中「百三十万七千円」を「百三十三万八千円」に、「六十八万五千円」を「七十万七千円」に改める。
 - 第四条第二項中「二万五千八百円」を「二万六千四百円」に、「四万五千九百円」を「四万七千円」に改める。
 - 第九条中「二万五千八百円」を「二万六千四百円」に改める。
- 別表第一の俸給月額の欄中「一、七九二、〇〇〇円」を「一、八三五、〇〇〇円」に、「一、三〇七、〇〇〇円」を「一、三三八、〇〇〇円」に、「一、二四九、〇〇〇円」を「一、二七九、〇〇〇円」に改める。

- この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日か
- 附則
- この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日か

ら施行する。

2 この法律(第二条の規定を除く。次項において同じ。)による改正後の特別職の職員の給与に關する法律(以下「給与法」という。)及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に關する臨時措置法(以下「昭和六十二年法律第六十五号」という。)の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

3 この法律による改正後の給与法又は昭和六十二年法律第六十五号の規定を適用する場合においては、この法律による改正前のこれらの法律に基づいて支給された給与は、それぞれこの法律による改正後のこれらの法律の規定による給与の内払とみなす。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「六万八千五百円」を「七万三千三百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表(第四条一第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 俸	指 定 職
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額		俸 給 月 額
1	円 188,900	円 266,000	円 298,700	円 336,600	円 384,100	1	円 479,000
2	197,600	276,200	311,100	349,900	400,100	2	529,000
3	206,400	286,400	323,500	363,200	416,200	3	589,000
4	215,400	296,700	336,000	376,500	432,400	4	652,000
5	226,000	307,400	348,700	389,900	448,500	5	702,000
6	235,600	318,000	361,400	403,300	464,600	6	755,000
7	245,200	328,600	374,000	416,800	480,600	7	820,000
8	254,900	339,100	386,600	430,300	496,500	8	885,000
9	264,700	349,600	399,000	443,600	512,100	9	948,000
10	274,500	360,100	411,300	456,400	527,500	10	1,009,000
11	284,500	370,600	422,900	467,100	539,400	11	1,069,000
12	294,500	381,000	434,500	477,400	547,000		
13	304,500	390,800	444,500	486,000	554,400		
14	314,700	400,500	452,300	493,900	561,300		
15	324,800	408,400	459,900	498,900	566,600		
16	334,900	415,800	465,100				
17	344,900	420,700	470,100				
18	354,700	425,300	475,100				
19	363,900	429,900					
20	372,100	434,300					
21	379,600	438,700					
22	386,100						
23	391,800						
24	396,900						
25	401,100						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛官俸給表 (第四條、第五條、第六條、第二十八條の三関係)

階級	俸給月額	俸給月額		俸給月額		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		(一)	(二)	(一)	(二)														
1	479,000	479,000	418,400	378,400	363,700	314,100	282,100	261,100	220,100	192,600	182,300	173,500	167,400	167,100	149,600	141,700	131,100	125,800	110,800
2	529,000	529,000	432,100	391,700	376,900	324,900	292,700	270,800	229,600	201,200	187,000	182,400	176,300	176,000	158,300	149,200	136,400	131,100	
3	589,000	589,000	446,900	405,000	390,100	337,600	303,400	280,600	239,300	210,000	191,500	191,400	185,300	185,000	167,100	157,700	141,700	136,400	
4	652,000	652,000	462,200	418,400	403,200	350,500	314,100	291,100	248,900	218,800	200,000	199,900	193,800	193,400	176,000	166,300	148,100	140,800	
5	702,000	702,000	478,700	431,800	416,000	363,700	324,900	301,700	258,500	227,800	208,300	208,200	202,100	201,700	185,000	174,600	155,900		
6	755,000	755,000	493,600	445,700	428,400	376,900	335,700	312,400	268,000	236,900	216,600	216,500	210,400	210,000	193,400	182,800	163,400		
7	820,000	820,000	508,200	461,000	440,500	390,100	346,600	323,100	277,500	245,900	225,000	224,800	218,700	218,300	201,700	191,000	170,700		
8	885,000	885,000	522,800	477,500	462,800	403,200	357,500	333,600	287,000	254,900	233,400	233,100	227,000	226,600	210,000	198,800	178,000		
9	948,000	948,000	537,500	492,400	462,800	416,000	368,400	344,000	296,200	263,700	241,700	241,400	235,300	234,800	218,300	206,600	182,900		
10	1,009,000	1,009,000	554,300	506,300	478,800	428,400	379,300	354,400	305,300	272,500	250,000	249,600	243,500	243,000	226,600	214,400			
11	1,069,000	1,069,000	562,900	519,400	487,000	440,300	390,300	364,700	314,300	281,200	258,200	257,700	251,600	251,100	234,800	222,200			
12			571,500	531,800	497,600	452,000	401,400	375,000	323,100	289,900	266,200	265,500	259,400	258,900	242,900	229,900			
13			580,000	537,800	506,600	462,200	412,500	385,300	331,900	298,500	274,200	273,300	267,200	266,700	250,900	237,500			
14					514,800	470,100	423,500	395,600	340,700	307,100	282,200	281,100	275,000	274,500	258,400	245,100			
15					520,100	477,700	434,000	405,900	349,400	315,600	290,200	289,100	283,000	282,300	265,900	251,300			
16					525,400	483,200	444,200	413,200	358,000	324,100	298,400	297,200	291,100	290,200	273,400	257,500			
17					488,700	452,100	452,100	420,100	366,600	332,500	306,600	305,400	299,300	298,300	280,900	263,500			
18					494,100	459,400	426,100	385,300	374,700	340,900	314,800	313,600	307,500	306,400	288,100	268,700			
19					499,300	465,200	431,500	395,600	382,600	349,100	322,800	321,600	315,400	314,300	295,200	273,400			
20					504,500	470,700	436,900	398,900	389,700	357,300	330,700	329,500	323,300	322,200	302,300				
21					509,500	442,200	442,200	396,100	365,100	338,500	313,000	312,000	306,900	305,800	289,800	269,200			
22					514,500	447,500	447,500	401,500	366,600	332,500	306,600	305,400	299,300	298,300	280,900	263,500			
23					486,500	452,800	426,100	385,300	374,700	340,900	314,800	313,600	307,500	306,400	288,100	268,700			
24					491,500	457,900	431,500	395,600	382,600	349,100	322,800	321,600	315,400	314,300	295,200	273,400			
25					496,500	462,900	436,900	398,900	389,700	357,300	330,700	329,500	323,300	322,200	302,300				
26					467,900	442,200	442,200	396,100	365,100	338,500	313,000	312,000	306,900	305,800	289,800	269,200			
27					426,400	406,800	406,800	406,800	366,200	332,500	306,600	305,400	299,300	298,300	280,900	263,500			
28					431,100	431,100	431,100	431,100	388,000	354,000	328,000	327,000	321,000	320,000	303,000	280,000			
29					435,800	435,800	435,800	435,800	392,000	358,000	332,000	331,000	325,000	324,000	307,000	284,000			
30					420,900	399,000	397,700	391,200	397,700	391,200	397,700	391,200	397,700	391,200	397,700	391,200			
31					403,800	403,800	402,400	400,600	403,800	407,100	411,800	411,800	411,800	411,800	411,800	411,800			
32					413,200	413,200	413,200	413,200	413,200	413,200	413,200	413,200	413,200	413,200	413,200	413,200			
33					413,200	413,200	413,200	413,200	413,200	413,200	413,200	413,200	413,200	413,200	413,200	413,200			
34					413,200	413,200	413,200	413,200	413,200	413,200	413,200	413,200	413,200	413,200	413,200	413,200			

備考(一) 統合幕僚会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給を受ける職員の範囲は、官職及び一貫職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

附則

- 1 (施行期日等)
この法律は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。
(俸給の切替え)
- 2 昭和六十三年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額、附則第四項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級(当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあつては防衛庁職員給与法(以下「法」という。)別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄又は(二)欄をいう。以下同じ)におけるその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。
(旧俸給月額を受けていた期間の通算)
- 3 前項の規定により切替日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第八条第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間)を新俸給月額を受ける期間に通算する。
(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)
- 4 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。
(切替期間における異動者の俸給月額等)
- 5 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の防衛庁職員給与法(以下

- 「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号)による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律別表第一、別表第五若しくは別表第六(ハを除く)から別表第九までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。
(切替日前の異動者の俸給月額等の調整)
- 6 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(旧俸給月額等の基礎)
- 7 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。
(給与の内払)
- 8 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。
(政令への委任)
- 9 附則第二項から前項までに定めるものは、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

第四号中正誤	<p>ベ 段行 誤</p> <p>二 四 三 四つもの</p> <p>正</p>
第五号中正誤	<p>ベ 段行 誤</p> <p>八 二 五 極限的</p> <p>二 四 四 撃ち落とす</p> <p>三 三 一 六 大綱水準</p> <p>三 二 二 日米共同開当</p> <p>日米共同開当</p> <p>正</p>
第六号中正誤	<p>ベ 段行 誤</p> <p>九 三 一 九 一 八 防衛費</p> <p>三 一 六 政治側</p> <p>三 四 三 三 六 分間</p> <p>三 三 六 分間</p> <p>三 三 六 分間</p> <p>アポロ計画</p> <p>防衛力</p> <p>政府側</p> <p>三 三 六 分間</p> <p>アポロ計画</p> <p>正</p>
第七号中正誤	<p>ベ 段行 誤</p> <p>三 三 三 自衛官増</p> <p>三 一 六 内閣</p> <p>三 三 三 潜水艦</p> <p>三 三 九 身につくかとい</p> <p>防衛大綱</p> <p>内閣</p> <p>潜水艦</p> <p>身につくかとい</p> <p>正</p>